

---

## 平成27年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第4日）

平成27年9月3日（木曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成27年9月3日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第98号から議案第112号まで（質疑、付託）  
日程第3 議案第113号から議案第122号まで（質疑、決算特別委員会設置、付託）  
日程第4 議案第123号から議案第127号まで（提案理由説明、質疑、付託）  
日程第5 請願審査について（付託）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第98号 南丹市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）  
議案第99号 南丹市情報公開条例の一部改正について（市長提出）  
議案第100号 南丹市手数料徴収条例の一部改正について（市長提出）  
議案第101号 南丹市保育所条例の一部改正について（市長提出）  
議案第102号 南丹市立保育所入所児童通園バス使用料条例の廃止について（市長提出）  
議案第103号 土地の取得について（市長提出）  
議案第104号 町の区域の設定について（市長提出）  
議案第105号 平成27年度南丹市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第106号 平成27年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第107号 平成27年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第108号 平成27年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第109号 平成27年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第110号 平成27年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）

		号)	(市長提出)
	議案第111号	平成27年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	(市長提出)
	議案第112号	平成27年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号)	(市長提出)
日程第3	議案第113号	平成26年度南丹市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(市長提出)
	議案第114号	平成26年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第115号	平成26年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第116号	平成26年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第117号	平成26年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第118号	平成26年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第119号	平成26年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第120号	平成26年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第121号	平成26年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第122号	平成26年度南丹市上水道事業会計決算認定について	(市長提出)
日程第4	議案第123号	平成27年度消防ポンプ自動車の購入について	(市長提出)
	議案第124号	平成27年度消防小型動力ポンプ積載車(軽自動車デッキバンタイプ)の購入について	(市長提出)
	議案第125号	平成27年度南丹市スクールバス購入事業(その1)について	(市長提出)
	議案第126号	平成27年度27年災第2701号市道横田小山東町線道路災害復旧工事請負契約について	(市長提出)
	議案第127号	平成27年度南丹市立美山学校給食共同調理場改築工事(建築工事)請負契約について	(市長提出)
日程第5	請願審査について		

---

**出席議員（22名）**

1番 山下 秋 則	2番 前 田 義 明	3番 面 村 好 高
4番 野 村 健	5番 仲 絹 枝	6番 鞆 岡 誠
7番 野 中 一 秀	8番 木 戸 徳 吉	9番 林 茂
10番 柿 迫 正 紀	11番 谷 尻 昌 史	12番 谷 尻 宣 雄
13番 大 町 功	14番 川 勝 儀 昭	15番 松 尾 武 治
16番 廣 瀬 孝 人	17番 小 中 昭	18番 井 尻 治
19番 森 爲 次	20番 仲 村 学	21番 今 面 不 悖
22番 橋 本 尊 文		

---

**欠席議員（0名）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	山 内 晴 貴	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 惠		

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	松 田 清 孝
教 育 長	森 榮 一	会 計 管 理 者	前 田 良 一
総 務 部 長	阪 口 一 雄	企 画 政 策 部 長	弓 削 雅 裕
市民福祉部長	塩 貝 潔 子	農 林 商 工 部 長	渡 邊 春 幸
土木建築部長	人 羅 均	上 下 水 道 部 長	八 木 忍
教 育 次 長	岸 本 薫	八 木 支 所 長	國 府 栄 彦
日吉支所長	塩 内 公 博	美 山 支 所 長	大 秦 弘 己
教 育 参 事	後 藤 昌 則	福 祉 事 務 所 長	榎 本 尚

---

**午前10時00分開議**

**○議長（橋本 尊文君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦労に存じます。ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

---

**日程第1 一般質問**

**○議長（橋本 尊文君）** 日程第1「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、6番、鞆岡誠議員の発言を許します。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** おはようございます。

議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議長の許可を得ましたので通告に従いまして一般質問を行います。

1点目の質問は6月議会での一般質問での答弁にかかわって、教育長の職業観についてお伺いをいたします。

少し古い言葉ですがけれども「職業に貴賤はない」と申します。私は、反社会的であるとか、反倫理的であるとか、そういう職業でない限り、つまり暴力的であるとか、人をだましてお金をもうけるとか、あるいは国民を戦争にかり立てることをするとか、そういう職業でない限り、全くそのとおりだと思いますし、あまねくその勤労については、尊ばれなければならないと思います。職業選択の自由や基本的人権の尊重といった憲法の諸条項からも、おおよそ職業観に上下関係や差別的な見方があってはなりません。

教育長は、この「職業に貴賤はない」という考えについて、どのように考えておられますか。まず端的にお願い申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** おはようございます。

鞆岡議員のご質問にお答えいたします。

私の職業に対する認識についてでございますが、ただいま議員もご紹介されましたとおり、日本国憲法には「何人も職業選択の自由を有する」という規定がございますとおり、その自由に選択されました職業は、いかなる職業でありましても、社会にとって必要なものであり、働くこと、職務を全うするということは、ひとしくとうといものであると考えておりますので「職業に貴賤はない」と認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 6月議会の一般質問で、我が党の仲絹枝議員が園部・八木ブロックの小学校統合後のスクールバスにおける交通安全指導について質問を行いました。

質問の趣旨自体は、現行措置の継続期間についての見通しを伺ったものでしたけれども、そごがあるといけないので、きょうはその議事録をここに持ってまいりました。

仲議員の質問は、「スクールバスの運行に当たって添乗と申しますか、加配という形で教員がバスに乗っておられます。2年ないし1年という加配措置があるというお話で

したが、2年後のスクールバスに対する通学指導をいわれます添乗業務というのがどのようになっていくのか、教育長のご答弁をお願いします」と、こういうものでありました。

これに対して教育長は、「スクールバスにおけます交通安全指導についてでございますけれども、私どもはあくまで、添乗員というふうには考えておりません。あくまでも学校の先生、教員でございます。教員を添乗員というふうに呼ぶのは、余りにも失礼だと思っております、校長が公務分掌の一つとしてスクールバス担当を命じ、その命じられた内容として乗車もしくは巡回をして、子供の交通安全指導に当たる。その担当をいただいていると、このように認識しております」と答弁されたわけでありました。

私は「教員を添乗員と呼ぶのは、余りに失礼だ」というのは、なりわいとして添乗員をなさっておられる方に、余りに失礼だと、こういうふうに思いますけれども、教育長はいかなる考えのもとに、こういう答弁をなされたのかお答えをいただきたいと思えます。

合わせて、今議事録を紹介しましたように、仲議員はそもそも添乗員という言葉自体も使用しておりません。使ったのは「添乗と申しますか」という部分と「通学指導といわれます添乗業務」この2つでございます。これを捉えて、添乗員と呼ぶのは云々と、こうおっしゃったわけです。

ここにいらっしゃる皆さんも記憶をされてると思いますけれども、それもかなり強い口調で強調するような言い方をされました。

私はこれまで何度か誠実な議会答弁を要求いたしましたけれども、議員が言ってもいないことを殊さらに取り上げて攻撃的な答弁をする。こういう態度はいかなるものかと思えます。そういう印象を持ちましたけれども、この点についても教育長の考えをお聞かせいただきたいと存じます。

**○議長（橋本 尊文君）** 森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** 議員もご指摘のとおり、教員と添乗員は職種と遂行する業務内容が明らかに異なっております。しかも、それぞれの業務は極めてとうといものであります。

6月の同僚議員のご質問は、添乗員についてございましたが、その際、議員も今、紹介されましたとおり「2年後の現在のスクールバスに対する通学指導といわれる添乗業務というものがどのようになっていくか」という表現でございました。

つまり、通学指導イコール添乗業務という認識をお持ちだと受けとめましたので、教員業務を別の職務内容を有される添乗業務、つまり添乗員の方が行われる業務、添乗員と呼ぶのは余りにも失礼だと思っておりますとお答えをさせていただいたとおりでございます。

実は、このご質問には、3月議会の同僚議員のご質問がございます。ここに公表されております議事録がございますが、3月議会で同僚議員は、専任の添乗員を配置するこ

とを求める市民団体のご要望に基づく私の所見をお尋ねになりました。

その際、私は「添乗員については、本市内においても、京都府内においても事例はないというふうに承知をしている」というふうにお答えをさせていただき、あわせて「安全で安心して通学できる乗車指導、巡回指導、さまざまな形で交通安全指導を重ねていく必要が当面あるというふうに考えまして、添乗員業務ということではなく、教員免許を有して交通安全に関する指導を直接担当できる、地域とともにある学校づくりを専門的かつ専任で担当することができる教員配置を府教育委員会に強く求める」と答弁をさせていただきました。

これにつきまして、さらに同僚議員は「子供たちの安全・安心な通学のためには、やはり添乗員の配置、私は必要だと感じております。もう一度」とこういうことがございました。あわせて、私は同趣旨の答弁をさせていただいて、地域連携にしっかりと取り組め、交通安全指導に当たれる専任の加配教員の配置を求めるということでご答弁をさせていただきましたところでは。

これに対しまして「府の加配によりまして、添乗員としての教員なりが配置された場合ですけれども」ということで添乗員の配置に関する期間の問題について、さらに答弁をお求めになられましたので、私はあくまでも交通安全指導の積み重ねによりまして安全なバスによる登下校ができる体制に移行していきたい旨の答弁をさせていただきました。

それに対して、さらに「現場で教育に当たっている教員を添乗員として乗るように、そういうふうなことはないですか」と。つまり「学級担任と兼ねて、加配措置の教員じゃなくて、担任が添乗員として乗ることはないですか」という表現でお尋ねになりました。

私は「あくまでも地域連携、そして安全な登下校指導に当たる教員の配置を」ということで答弁をさせていただきました。

ここに見られますように、教員イコール添乗員をという表現で重ねてご質問をいただいていたという経緯を踏まえて、通学指導という添乗業務と申されましたので、添乗員ということは失礼であるという思いでお答えをさせていただいたということでございます。

どの職業につかれている方も、ご自身の職業に誇りをお持ちだというふうに、私は思っています。これは教員の方であれ、添乗員の方であれ、それ以外の職業の方であっても同様だと思います。その方を別の職業名で呼ばれるということは、私は失礼だというふうに考えて、そのようにお答えをさせていただきました。正しく表現することで、どの職業も尊重していくということが大切だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 3月議会にさかのぼって、市民団体等の要望を受けた形での仲議員の詳細の経過についてお話がありましたから、その点にかかわってもう1点伺います。

この交通安全指導や緊急時の対応、あるいは低学年の不安解消といったスクールバス発足時の懸案課題に対する体制の構築については、保護者等の声を受けての経過があります。すなわち加配教員による対応は、保護者からの直接の要求ではなかったということです。要望がありましたのは、安全指導や緊急用対応のために添乗員を配置してほしいということでした。

ここに当時の再編実施本部準備会あての統廃合問題を考えるネットワーク、市民団体とおっしゃいましたけれども、要望書のコピーを持ってまいりましたけれども、ここにも「安全通学を保障するために専任の添乗員を配置していただきたい」と、こういうふうに書かれています。

この要望に対しまして、当局のほうから「京都府が加配教員を配置をする」という回答、もしくは答弁がありまして、先生がわざわざついてくれはるということであれば安心だということで、保護者等の納得が得られたというのが事の経過だと思います。

保護者等の要求は添乗でございました。「添乗」という言葉、漢字では「一緒に乗って寄り添う」と書きます。保護者の願いは、大人と一緒に乗ることで子供の不安を和らげてほしいというものでありました。だから、寄り添って乗ってほしい、添乗してほしいと、こういう表現になったのでございます。

教育長は、そういう経過を百も承知だと思いますし、保護者の気持ちが先生であるとか、添乗員であるとか、そういう特定の職業を求めたものではない。このこともよく理解をされておったと思います。

これが理解をされていないということであれば、それはそれで問題ですけれども、そういう理解をお持ちであったはずであるのに、議会の答弁であえて「先生を添乗員と呼ぶのは、余りにも失礼だ」と、こういうことをおっしゃった。その意図について、再度ご説明をいただきたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** 議員ご紹介の市民団体の皆さん方からの要望は、そのような形で承知をさせてもらっております。

私どもが実施本部のもとで進めてまいりました各PTAの皆さん方に対する説明の中におきましては、4つのPTAから同趣旨のご要望をいただいたところでございます。

これらの要望に対する認識につきましては、先ほど紹介させていただきました同僚議員からのご質問にお答えもさせてもらっておりますとおり、保護者の皆さん方は、やはり、ほかにも児童生徒が通学バスで登下校しているということをご存じだと思いますし、そこに添乗業務を行う人員の配置がないということもご承知だというふうには思いますので、何も特別な扱いをしてほしいという趣旨でご要望をなさっているということでは

なくて、新しい通学方法になれば、なおさらのことですが、子供たちが安全で安心して登下校できる、通学バスを使って登下校できるようにしてほしい、子供たちに交通安全に気をつけて登下校できる力をしっかりつけてほしいというのが保護者の思いであるというふうに私は受けとめております。

徒歩であれ、汽車通であれ、バス通であれ、子供たちが本当に登下校において危険なことがないように、危険を回避しながら安全な行動がとれる。そして上級生が下級生の面倒も見ながら、みんなで安心できる通学体制を毎日維持しながら、安心して登下校ができる。そういう状態にもって行ってほしいというのが保護者の皆さん方の、私は切なる思いではないかというふうに受けとめております。

こういう保護者の思いをしっかりと受けとめまして、したがって添乗ではなくて、交通安全指導ができる学校、指導体制を確立していくという観点から、国や府に教員の配置を特別に求めさせていただいて、その体制のもとで、学校長を中心に登下校の交通安全指導、これはそれぞれの学校ごとに地域事情も異なりますし、校区の事情は異なりますが、毎学期、下校状況を確認しながら、全教員が指導体制を組んで指導しておりますけれども、新しいスクールバスの運行に当たっては、乗車なり、巡回なりの対応ができる教員配置をさせていただいたということでございますので、この点についてはご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 余り時間をとるわけにはいきませんし、このきょうのやりとりのジャッジといたしますか、評価については、聞いていただいている市民の方に委ねたいと思いますけれども、実は6月議会でこの答弁を聞いたときに、私は非常に不愉快な思いをいたしました。

しかし、こういう余り建設的でない質問というのはやりたくなかったので、正直今議会で取り上げるかどうかについては迷っておりました。

しかし、この夏、ある団体の行事にお招きをいただいたときに、市民の方からこういう声をかけられたんであります。「鞆岡議員、あんた、学校の先生と添乗員とどっちがえらいと思うとんの」と。その方はテレビをごらんになって、今私が質問で述べたことと大体同じことを思われとったわけでありましてけれども、そのことをおっしゃった方が、元教員の方であったということは紹介をしておきたいと思えます。

私は「先生を添乗員と呼ぶのは、余りにも失礼と思う」こういう発言は、添乗員の方だけでなく、学校の先生に対しても失礼なんだと、迷惑なんだということを申し上げて、1点目の質問を終わります。

時間の関係がありますので、2点目の質問は、少し後回しにさせていただきます、通告3点目、本庁舎建てかえ問題を先にさせていただきます。

庁舎建てかえについてですけれども、昨年9月議会で私は、本庁舎の建てかえ計画に



関して、建設費のめどとその財源について質問を行い、新しい庁舎ばかりに目を向けるのではなく、既存の施設の有効活用を真剣に検討するべきだと、こういうふうに主張しまして、具体的には、一定の床面積を有し、耐震基準も満たしているにもかかわらず、非常に稼働率が低い国際交流会館の活用を検討すべきではないかと、このように提起をさせていただきました。

また、早い時期に広く建てかえについての計画案を市民の皆さんにお知らせをして、意見を聞いてほしいと、こう要求をいたしました。

理事者側は、当時は職務代理者副市長でございましたが、現在の1、2号庁舎と同じ規模であれば12億円程度の建設費が見込まれること、及び財源としては、合併特例債を活用したいと考えていること、市の内部で検討した案について、いわゆる有識者会議と呼ばれる外部検討委員会に諮って専門家の意見を聞くこと、市民の意見を聞くパブリックコメントの時期については、しんしゃくをすること、これらを答弁をされまして、その後、昨年10月に外部検討委員会が発足をしたと伺っております。

ホームページで、この間の外部検討委員会の検討状況を公開されているようですが、専門家がこの間の検討委員会でおっしゃっていただいた意見の主なポイント、あるいは論点について整理をされている内容を、まずお聞かせいただきたいと思います。あわせて、今後のスケジュールについてもお示しをいただきたいと思います。これは担当部長さんから結構でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

阪口総務部長。

**○総務部長（阪口 一雄君）** 鞆岡議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆる外部検討委員会というふうに呼んでおりますけれども、有識者の会議でございますが、これまでに4回会議を実施いたしております。

先ほどもご質問の中でありましたけれども、ホームページにおいて、その内容については公開をさせていただいております。

やはり、内部検討委員会のほうで、一定の方針を出して、それをたたき台にして検討をいただいておりますけれども、ほぼ内部検討委員会の内容に沿った形でご意見を出していただいておりますというふうな状況でございます。

一つは、やはり周辺の、例えば国際交流会館、こういうものを活用してという意見でございますけれども、こういうことについても外部検討委員会の中でも同じような形でご意見を出していただいておりますというふうな状況でございます。

種々あるわけでございますけれども、またホームページで公開しておりましたので、その内容をごらんになっていただいておりますというふうに思いますので、ここでは詳しく申し上げることはできませんけれども、また資料として必要であれば、出させていただきますというふうに思います。

スケジュールにつきましては、いわゆる提言の関係でございますけれども、これにつ

きましては、まず基本方針の策定、これを11月ごろに方針を出ささせていただきます、これに対する住民のパブリックコメントを12月から1月ぐらいに、住民の方にホームページ等を通じてご意見をお伺いしたいというふうに思っております。それと、それに対する集約、これを2月ぐらいに行いまして、そして設計等にその後、入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 今後の進め方ですけれども、専門家、いわゆる有識者会議からの提言を受けた後、市としての基本方針を決定して、その方針案を市民の方に示して、意見を聞くパブコメとやると、こういうことでございました。

ここで伺いたいのは市民からの意見募集、パブリックコメントのやり方、方法についてであります。

一般的にパブリックコメントの方法として、ホームページであるとか、印刷物であるとか、こういうもので基本計画案を公表して、期限を定めて「これについてどう思いますか」ということで市民から意見を募集する。で、そういう「意見募集をやってますよ」ということをお知らせ南丹等に掲載するという方法がとられると思います。

市政に関心の深い方は、注意深くごらんになると思いますけれども、こういう一般的な方法では、必ずしも広く意見を聴取をできる保障がないのではないかと心配をします。

庁舎建てかえというのは、大きな仕事ですから、きちんと意見を聞く努力が必要ですし、私のように耐震であるとか、防災拠点の必要性は認めたとしても、本庁よりも支所を充実してほしいと考える市民の方は少なからずいらっしゃると思います。

そこで、この庁舎建てかえ問題についてのパブリックコメントの手続で、先ほど申し上げたような一般的な方法ではなくて、少し丁寧に基本方針案を説明し、できるだけ多くの方から意見を出していただくと、こういう観点で検討されていることがあるのか、ないのか。ないとすれば、今後、検討していただく考えがあるかお考えをお聞かせください。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 今、まだ専門家委員会からの提言書をいただいております。これをいただいて、どのようにこれから内部で基本方針案を固めていくのかというふうな作業にこれから入ってまいります。

ただいま総務部長が申しましたように、いわゆるパブリックコメント、市民の皆様方のご意見を聞くというふうな手続に入ってまいります。これをどのような形にするのかというのは、今議員おっしゃったような方法が一般的に言われるパブリックコメントの取り方だというふうに思っております。

これから具体的なことは、私どもでも検討をさせていただきますので、今おっしゃい

ましたようなご意見も参考にさせていただきますして、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、去年は、実は私のけがによりまして、実施できなかったんですが、秋には市政懇談会というのを開催させていただきますので、先ほどおっしゃいましたような、例えば本庁より支所を充実させるべきであるというようなご意見がございましたら、またそのときにでもお聞かせいただけたらと思っておりますし、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** ありがとうございます。

ぜひ、丁寧に意見を吸い上げていただきたいと思います。

この問題を最後に、パブリックコメントの結果を受けて、その後どのように取り組んでいかれるのかという点をお伺いいたします。

仮に建てかえを実施する場合は、合併特例債を活用されるということですから、この問題をどう決着するかというのは、一定の期限がある問題であります。

しかし、お尻、期限が決まっているからといって、時間に余裕がないからといって、市民の意見がないがしろにされるようなことがあってはなりません。

パブリックコメントの一連の手続には、結果の集約も含めて一定の時間が必要です。部長さんから2月集約ということで予定も聞かせていただきましたけれども、このパブリックコメントの結果の取りまとめの時期、結果を踏まえての内部の検討期間、市民の意見を踏まえての検討期間、そして最終的に事業内容を決定する時期、これをいま一度お示しをいただいた上で、一番大事なことですけれども、パブリックコメントの意見集約結果、すなわち総意としての市民の意思を市としての最終決定に反映されるおつもりがあるのかどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 先ほども申しましたように、まだ専門委員会さんの提言をいただいてない段階です。これから、まだ内部におきまして基本方針を定め、それから皆さん方のご意見を聞く、そういった中で、市民の皆さん方からどのようなご意見が出てくるのか。当然また議会におきましても、ご報告をさせていただければなりませんので、市民の代表でございます議員の皆様方のご意見、これも当然聞かせていただく。こういった中で今後の進め方を検討していくというのが、私は筋だと思っております。

内部的には、今おっしゃいましたように、合併特例債を活用してという内容もございますので、当然そのようなことも勘案して時期の設定は、せざるを得ませんが、このような市民の皆さん、また議会の皆さん方のご意見を踏まえる中で、こういったことは事業として進めていくことだというふうに認識しておりますので、現時点におきましては、

先ほど申しましたような現在の状況を述べさせていただきまして、パブリックコメントに至る経過につきましてご説明しておるという段階でございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 昨年1、2号庁舎と同じ規模であれば12億円というご答弁がありまして、現在ホームページでは、めどとして20億円、こういう事業費の数字もいよいよ出てきてるわけですがけれども、合併特例債が有利だと言っても、所せんは借金であります。

充当率が上限で95%、償還金に対する交付税措置が70%参入ということですから、ざっくりいいましても、やはり総事業費の4割ぐらいは市民の負担になるということではないかなというふうに思います。そうしますと、赤ちゃんからお年寄りまで含めて、市民一人当たりの庁舎建設に対する市民の負担額は、2万円とか3万円とか、そういう大台になるわけですから、パブリックコメントに際しては、そういうわかりやすい説明資料を示して、市民の意見を聞いていただけたらうれしいと思っております。これは、答弁は結構です。

それでは、4点目の支所の問題、6月議会に引き続いて支所で取り扱う業務について伺いたいと思っております。

6月議会の一般質問で、私は、この5月の組織改編前後の支所の配置人員を示した上で、実質的に支所の仕事量は減っていないと思うけれども、2割も支所の職員を減らしたのは、市民サービスとは無縁の単なるリストラではないのかと、少し厳しいお尋ねをいたしました。

これに対して、市長さんは、6月ですから、組織改編後まだ1カ月しかたっていないので、数値的な比較は困難であるとしつつも、一部の業務を本庁へシフトをしたので、制度上は支所の仕事は減っていると、こういうふうに答弁をいただきました。

さて、5月の改編後、4カ月を経過しまして、新たな体制なり、あるいは事務分掌上は仕事が減り、そのため2割の人員減がされた新たな体制で、今現在、実際に支所の業務はどうなっているのか。

私も時々支所にも伺いますし、地域の行事などで頻繁に支所の職員さんとも顔を合わせますけれども、拝見をしておりますと、やはり毎日走り回っておられるという印象を持っています。きのう、一昨日なんかは、美山の支所の窓口職員は、2時半ぐらいまで昼ご飯を食べる暇がないと、こういうこともあったようですけれども、そこで3人の支所長さんから、5月の組織改編以降、以前と比べて仕事の実態はどうなっているのか。端的にお答えをいただきたいと思っております。

市長さんの前ですから、非常に言いにくいこともあるかと思っておりますけれども、ひとつ正直に忌憚のないところをお聞かせをいただければうれしく存じます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

國府八木支所長。

**○八木支所長（國府 榮彦君）** それでは、八木からいかせていただきます。

鞆岡議員のご質問にお答えいたします。

組織改編後、支所の実態はということでございますけれども、八木支所におきましては、組織改編に伴いまして3課から2課に、職員数も4人減となったところでございますが、従前より市民サービスの低下を招かないということ、また市民の安心・安全を守るということ、このことを基本にといいますか、第一として業務を取り組んでおります。現時点、現状におきましては、本庁との連携、調整を図る中、職員の努力もあり、改編前と変わらない状況ではないかと認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（橋本 尊文君）** 続いて、答弁を求めます。

塩内日吉支所長。

**○日吉支所長（塩内 公博君）** それでは、日吉支所の状況についてご説明をさせていただきます。

日吉支所におきましても、5月の改編で4名減となっております。

先ほどもありましたように減員の中で、減員といいますか、職員数の減員の中で一部業務につきましては、本庁のほうに移管をしておりますけれども、大きな業務量の変更というのは余りないのではないかと感じております。

と申しますのは、やはり住民の皆様方、一番身近で心安いというか、そういう形で、まず支所にお越しになられます。またお電話を支所のほうにさせていただきますので、支所において一次的な対応というのが必要となっておりますので、そういったものが要るかというふうに思っております。

ただ、今も八木からもありましたけれども、それによって住民の皆様は市民サービスの低下をさせるわけにはいきませんので、例えば日吉におきましては、支所の事務室のレイアウトを変更したりとか、あるいは当然これは、ほかでも一緒ですけれども、課を超えた連携、また本庁との連携を強固にしていまして、言ってみればそういう工夫とすることで、そういったものをカバーして、市民の皆様への利便性の低下をさせないようというふうに努力をしているところでございます。

一例ではございますが、日吉支所の市民生活課のほうは、職員を今4名でやっておりますので、例えばお休みとか、あるいは会議等で留守になった場合は、地域推進課の職員で経験者のほうがサポートをしていくというような体制をとっているというのが現状でございます。

以上、日吉支所の状況の説明をさせていただきました。

**○議長（橋本 尊文君）** 大秦美山支所長。

**○美山支所長（大秦 弘己君）** 美山支所におきましては、3人の職員の減員でござい

ます。これにあわせまして、美山支所の中では、一部本庁に移管されましたが、美山はご存じのとおり、本庁から遠方な地域でございますので、まず最初に美山支所に市民の方は来庁されるという状況が多い状況でございます。

そのため、美山支所の中では、窓口の記載位置の変更、またカウンターを増設しておりますなり、高いロッカーで仕切られていた部分につきましては、そのロッカーを移動してカウンターにしているような位置の変更といたしますか、工夫をさせていただいております。

また、申請・届け、それと相談事業の関係では、現在2課の中でございますけれども、課を超えた横断連携の中で市民サービスの低下を招かないように努力をしておる状況でございます。

特に美山管内におきましては、他の支所にはございません振興会がございます。宮島の振興会におきましては、現在窓口サービスはやっておりませんが、それ以外の4つの振興会と連携を図って住民のサービスの低下を招かないよう努力をしておる状況でございます。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** それぞれの支所長の答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** どうもありがとうございました。

やはり、聞いておりましたと思いますのは、市民のニーズは減らないんだけど、少なくなった人員の中で職員の皆さんが体をはってサービス低下を招かないように頑張っている、ということではないのかなと思いました。

6月議会では、最も人減らしが多かった日吉町の事務分掌を例に挙げて、支所の仕事を今後どうしようとしているのかと伺いました。

これに対して市長さんは「一つは事務分掌のつくり方の問題がある」ということと、もう1点「職員数を削減をしなければならない現状の中で、市民サービスをいかに維持をするかが課題である」と答弁をいただきました。

事務分掌のつくり方というのは、文言の整理の問題ですから、これを書いてないじゃないとか、あれが抜けてるということを、殊さら申し上げるつもりはございません。

また、私は必要な人員を配置すべきだと、こういう立場ですけれども、市長のお立場とか厳しい現状を見れば、人員とサービスの均衡をどこに持っていくかということについては、市政の課題であるということもよく理解ができます。

しかし、私の質問は、最終的に支所の仕事をどうしようとしているのか。つまり、支所で何ができて、何ができなくなるのかということが聞きたかったんであります。この点については、市長は「住民が気楽に相談ができる」「住民の利便性を高める」こうおっしゃっていただきましたけれども、それ以上の明確なお答えは6月にはいただけませんでした。

あの時は時間がなく、突っ込んでお伺いができなかったので、再度伺いますけれども、日吉支所の事務分掌から介護保険の訪問調査、あるいは後期高齢者医療、母子手帳、保育所相談、こういった暮らしに直結する業務がすっぽりと消えました。美山支所の事務分掌、新しいのを見ますと、多くの業務に括弧書きがつけてありまして、本庁窓口と書き込まれました。本庁窓口ですから、書類の授受はするけれども、聞きようによっては本庁に送るだけと、こういうふうにも読めるわけです。

私は今、支所の職員の努力で対応をされておっても、近い将来にこれらのことは支所で取り扱ってもらえなくなるのではということが一番心配です。福祉や暮らしにかかわる支所の身近な業務の中で、何を本庁へ引き上げて、何を支所に残していただけるのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 今、それぞれ3支所長から支所の実情も答弁させていただいたわけですが、実はご承知のとおり、市役所全体の業務というのは、大変業務量も膨れあがってますし、種別も大変多岐に渡るのが、また多くなっておる。これは議員ご承知のとおりだというふうに思います。

そういった中で本庁職員も、まさに走り回っておるというのが現状でございまして、こういった削減をせざるを得ない職員数、こういった中で、それぞれ職員の皆さん方にご奮闘をいただいておりますことに、この場をかりまして敬意を表する次第でございます。

また、本庁・支所の業務の内容につきましては、議会におきましても答弁をそれぞれさせていただいたところでございますが、私は、やはり本庁・支所、これを連携する中で支所において、市民サービスがよりよき内容であるならば支所に残していくと。これは、当然でございまして、本庁・支所で連携をする中でサービスの低下を招かない、サービスの向上を図っていくというのが基本、これはもうずっと以前から申しておる内容でございます。

今、そういった本庁に、いわゆる移管されたら、もう支所としての窓口はできないんじゃないかというふうなご指摘をいただくわけですが、そういったご不便をできるだけかけないような形で、これからも事務の連携を図っていかなければならないと、このように考えております。

ただ、先ほど来申しておりますように、現状の人員でこれからも進めていくというのは、財政的にも大変困難でございます。こういった中では、さらに人員の適性化、いわゆる削減を進めざるを得ないというふうな状況につきましては、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 時間がありませんので、支所の問題での三点目の質問は、

要望にとどめておきたいと思います。

本庁と支所の役割分担、ある程度、支所の業務の範疇の整理が必要だということはよく理解できます。

しかし、肝心なことは、子育てであるとか、高齢者福祉、こういう誰もが必要とする業務、言いかえれば住民ニーズというものは、絶対になくならないと思います。その部分を無理に支所の業務から引き上げると。これは結局、住民の暮らしにしわ寄せがいく、このことは明白だと思います。

したがって、現場、住民の実態、つまり高齢化が進んで、あるいはこれにこうして定住促進に取り組もうとする地域の要求に則した支所業務をしっかりと構築をしていただきたいと思います。

実は、二点目の庁舎建てかえ問題の質問をつくるに当たりまして、外部検討委員会有識者会議で出されたこれまでの意見を読んでおりまして、おもしろいことに気がつきました。2つあるんですけども、1つは「本庁に勤務する職員が250名を超えており、今後の増加もあり得ることから、新築する庁舎は自由度の高いものにしたい」と、これが内部の案だったんですね。これに対して、有識者の意見「既存の施設の活用方針、特に支所についても検討した上で、本庁の整備計画を立てるべきだ」と、こう専門家から意見が出てます。

もう1つは、現在の1号庁舎と2号庁舎に分散している市民の利用頻度の高い業務、つまり市民環境、税務、出納、保健医療を1カ所にして利便性の向上を図るけれども、現在4号庁舎でやっている福祉事務所業務は、現行のままとする。これが内部の諮問意見、原案だったんですけども、これに対して、専門家の意見は「福祉事務所機能も1カ所に集めて、サービスのワンストップ化に近づける努力をするべきである」と、このように専門家がおっしゃってます。

このワンストップサービスというのは、本庁だけやったらいいというものではありません。日吉、美山、八木の3支所の住民にとってもワンストップサービス、つまり支所に行けば基本的なことは用が達せられると、こう努力すべきだと、これが専門家の意見の趣旨なんではないかなと、このように感じました。

この大事な提案を見誤るようなことがないようにお願いをして、最後、スクールバスの問題に移ります。

時間がございませんから、スクールバスの問題を大幅に短縮をして肝心な点を聞きたいと思います。

私は去年、「美山のスクールバス発足に当たっては、直営でお願いをしたい」と、こう申し上げましたけれども、その趣旨は4つありまして、地元雇用でいけば地域を熟知している運転手さんが採用できる。2つ目に、美山は遠隔地ですので、亀岡や園部から、朝運転手さんに来てもらうということは、これは大変なことやと。それから3つ目に、地元の雇用役に立つ。そして、賃金が一緒であれば直営のほうが経済的であると、こ



の4点が直営を述べた趣旨でありました。

これを求めたときに、実は平成24年度、平成25年度の決算でおもしろいことがありました。それは、平成24年度に支出をしていた市営バス美山園部線の委託料が、平成25年度には支出がなくなったということです。この理由は、従前、京阪交通に委託をしていたところ、市が直接雇用する運転手4名を採用することができたので、直営に戻した。だから委託料が平成25年度から必要なくなったと、こういうことでありました。

総務委員会で委託時と直営に戻した後の人件費の比較について伺いましたところ、年金受給との関係で、短時間勤務の方を採用したこともあって、総額として委託費よりも安くなったんだと、こういうお答えでした。

さらに、スクールバスの運行時間は、基本的に朝夕に限られますから「市営バスのように、スクールバスでも短時間雇用は可能ですか」とお尋ねをしたところ、「調整は可能だと思う」というお答えでした。

私は、平成24年、平成25年の決算比較の中にスクールバスの運行体制、運転業務に関するヒントがたくさんあると思いました。

そこで、1点だけ伺います。私は、たくさんの業務の中でできるだけ直営の部分をふやしてほしいなど。地元雇用をして、地元を熟知している運転手さんを雇っていただきたいと思うんですけれども、これについて、今の準備状況の中で難しいというふうに思われている点があれば教えていただきたいと思います。

特に、私、問題意識として感じますのは、今、嘱託なりの運転手さんをお雇いになるときに、65歳という年齢制限がございます。ところが美山地域には、65歳を少し上回っておられても、元気で、なおかつバス運行を十分可能な資格を持っておられる方、多くいらっしゃるように感じています。こういう方に対する雇用の可能性がないのかどうかと、こういう問題意識を持っておりますので、その点少し意識をいただいてご答弁をいただければと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

教育長。時間が限られておりますので簡潔にお願いします。

**○教育長（森 榮一君）** 鞆岡議員が今ご指摘いただきました点につきましては、市長部局であれ、教育委員会事務局であれ、重要な点をご指摘いただいていると私は認識をいたします。

一般的にいいまして、地元雇用の確保と拡大をなくして地域経済活性化なしというふうに、私は考えますし、市民負担を限りなく少なくする事業展開は極めて重要であります。とりわけ、美山という地域性を考えますと、地域を熟知し、大きい広大な地域における事業展開を十分念頭においた対応が必要であるというふうに考えております。

こういう観点から、地域の状況を十分念頭に置いて、スクールバスの運行体制についても、この間、本部会議の中で十分にご議論がなされ、最終的な取りまとめもさせてい

ただく中で、今議会でご審議をお願いしているということをごさいますて、地元を重視した対応ということは、議員ご指摘のとおりであるというふうに理解をいたしております。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（橋本 尊文君）** 以上で、鞆岡誠議員の一般質問が終わりました。

次に、2番、前田義明議員の発言を許します。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 議席番号2番、無所属の前田義明です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。市長を初め職員の皆さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

少しお時間をいただきまして、夏の暑さに対する、そしてまた見守りに対することについて、少しお話をさせていただきたいと思っております。

私の住んでいる地域に高齢者でひとり住まいの方が何人かおられます。8月10日前後の日中に気温も35度以上あるような時期、一人の高齢者の方が病院へ運ばれました。一本の電話が市の施設である北部のコミュニティセンターにつながりました。「いつも来られる方が、ここ3日ほど買い物に来られない」と言われました。その方は、日ごろ、自分で食べる物などを近くの食品店で毎日買われていて、今回行きつけのお店の方から連絡があったということでありました。

そして、迅速な対応をセンターの職員と市の福祉課の職員、そして地元の民生委員4名ほどで、その方の住んでいる家に行かれ、その方を発見されました。部屋におられたときは、目は閉じているような状態で、言葉もほとんど話せないようでありましたと聞きます。恐らく、熱中症のようでないかということでありましたが、その後、元気に回復をされました。安心いたしました。発見があつた少しおそれれば大変な状況であつたと言われております。

私は、今回のそのことは、いつも買い物に行くところの方が、それこそ地域の方々への見守りということにつながっていたのではないかと考えております。

商店街での買い物と言え、ふだんは店員さんと顔を見て、言葉を交わし、そして買い物をしているのが今までは、そういうのが当たり前でした。

でも、現在では、買い物をして、お金を払って、レジを通るだけの状態であります。

今回での一報をいただいた方は、地域の皆さんがお店を代々されてきた方のお名前と呼ばれているようなお店であります。私も大変お世話になっております。

今回のことで、市の施設として地域の大事な役割を果たしていただいております。

回復されたご本人も「周りの皆さんや市の職員の方々に大変お世話になった」と言っておられました。これからも商店街へ安心して買い物に行かれると思っております。

そういう夏の時期に、高齢者の方が熱中症に近いというようなことでありました。

ただいまから質問に入らせていただきたいと思います。

現在、本市では、多くの施設に指定管理者制度を導入しておりますが、福祉施設から始まり、そしてまた自転車等の駐車場に至るまで社会福祉協議会や公社、自治会、地域の団体などにより管理運営をされております。

その指定管理者には、市との協議により決められた指定管理料が支払われておりますが、管理料の中には支払われない施設もあります。管理料が支払われない福祉施設では、利用料金にて管理運営をされていかれております。

また、いずれにせよ、平成27年度も南丹市の税が管理料として使われている施設もあることから、やはりその運営に対して注視する必要があると思います。

そこで、指定管理者による施設の経営などについてお聞きいたします。

このように本市において、指定管理が行われている福祉関係の施設運営状況はどうかということをお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、前田議員のご質問にお答えいたします。

指定管理として福祉関係におきましては、指定管理をしております施設は4施設ございます。具体的に言いますと、障がい者就労支援施設のワークセンターびび、ワークセンターびび日吉分所、あじさい園、八木デイサービスセンターの4施設でございます。

これは、いずれも現在、南丹市社会福祉協議会さんに指定管理をさせていただいておまして、財政的また運営面につきましても順調に運営経営していただいておりますというふうに承知しております。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 市長から答弁をいただきました。

運営については、福祉施設という中で、また日々それぞれさまざまなお苦勞がある中で、経営面も順調にされているとお聞きいたします。

ただ、今質問の中で、経営面に関して、私もう一つ聞きたいことがあります。

もともとは市が関与して、行政として運営してきた多くの施設であります。公の施設が指定管理者制度となった今日、それぞれの管理者によって日々運営をされておりますが、施設の内容やまた性質などによっては、なかなか経営状態というのがやりにくいこともあると思われまます。やはり安定した経営ができていく部分もあると思われまますけれども、そういうところがあるとしたならば、やはり経営の改善、また経営の改善計画なども立てていかなければならないと思います。

指定管理者を導入したとは言え、やはり市とのかかわり合いなどにおいて、今まで独占的な面、条件的な面においても優位的である中で施設運営をされていることが、ある程度の民間であれば、市場の競争原理が働きます。

現在、競争相手もない中で運営へのみずからのこれからの経営の改革や改善などを含めたこと、そして市として指定管理者制度を導入した以上、その管理者がみずからの経営に関する改革、経営努力をしていくことに市として注意する必要があると思います。

そして、その中で、やはり財務的な面、そういう面などが私は自主的に管理者として努力されているかということを担当部長のほうから聞きたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

塩貝市民福祉部長。

**○市民福祉部長（塩貝 潔子君）** 前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま市長のほうの答弁にもございましたように、現在、障がい者の就労支援施設3施設とあと八木デイサービスセンターの4つの施設につきまして、福祉関係のほうでは指定管理をお世話になっておりますが、財政的にも順調に経営をいただいているということで答弁させていただいたとおりでございます。

特に、障がい者の就労支援施設ワークセンターびび、またびび日吉分所、あじさい園につきましては、国から訓練等の給付費というのがおりてまいっておりますので、その中での運営をしていただいております。それぞれ、指定管理料を現在、支払っていないところもありますし、八木デイサービスセンターについては、管理運営に係る指定管理料をお支払いさせていただいておりますが、健全な経営をしていただいていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 本市の福祉施設に対して、指定管理料というのは、本市からは出ておりませんが、やはり運営者によって、利用者による利用料金にて運営されておるということでもあります。やはり大変厳しい中では、私はあろうかと思えますけれども、社会福祉協議会は地域の推進を図る中核として位置づけをされており、また中心的な役割を担っていただいております。

指定管理者施設の経営責任者でもある以上、社会福祉協議会は、より一層の、私はこれからも経営意識と感覚を持っていただくことを求めておきます。

続いて、二番目の質問になります。

私、先ほどから指定管理のことなんですけれども、この指定管理者制度、これはそもそもその制度の運営を南丹市の市民の皆様方や他の利用される方がどれほど知っておられるかということであり、私としては、少々気にかかるようになります。

利用者の皆さんは、物の値段や質、そしてまた働いている人の接客への態度、利用する施設のまた清潔さ、全般的なサービスなど気になるところだろうと、私は思います。

そして、また指定管理施設全般では、物から人に至るまで幅広く指定管理者が経営をされております。どのような施設であろうとも、私は利用者が利用しやすく、そして何

を求め、そして安心して、安全というところではないでしょうか。それぞれの施設には、求められるものが違ってくると思います。

指定管理者のまた運営のやり方や、また考え方によっては、利用する方々に喜ばれ、場合によっては、また利用しくにくくなるおそれもあります。施設の運営などに関しては、行政、また市による、それこそ関与というのは小さくしつつ、また一方では、一定の指導・監督体制を確保していただき、市の財政と投じるものとしての市の責務であります。

そうした中で、利用者が利用しやすく、安心・安全な施設運営が必要である以上、どのように利用者の声を聞き、施設運営に生かされるかであります。福祉施設もある中で安定した経営、健全な施設運営が求められている。その中でも利用者の声が最も私は重要であり、施設運営に生かさなければならないと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 指定管理していただいておりますそれぞれの福祉施設でございますけれども、当然、市の指定管理料をお支払いさせていただいております。そういった中では市の責任ということもありますし、とりわけ施設というのは市のものがございますから、これの適的な管理というものをしなければならないという責務がございます。

そして、今ご質問の中でありましたように、実際の運営の中で利用者の皆さん方が安心して、また安全で利用していただくということは、いわゆる最低限のこれは責務といえますか、条件でございます。

こういった中では、とりわけこういった施設におきましては、社会福祉関係者、また障がい福祉の関係者、そして事業利用者の家族の会の皆さん方や、また学識経験者の方も入っていただきまして、運営委員会というものが大体組織をいただいております、こういった中で多くのご意見、また利用者のご意見も踏まえながら施設運営に生かしていただいておりますというのが実態だというふうに思いますし、そういった中身につきましても、それぞれ私ども市役所の担当部局とも常に連携をとりながら、よりよきサービスといえますか、よりよき運営を目指して、ともに努力をいたしておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 市長から答弁をいただきました。

福祉施設としたら、やはりこれは人が中心であります。その利用者が今までの福祉サービスでしたら、行政からの取り諮られる形でありました。

でも、現在は、利用者本人が福祉サービスを提供するものと直接利用の契約を結んで、福祉サービスを選び、利用できるようになってきたことなども考え、私が言っておきた

いのは、福祉施設に至っては、やはり人であります。利用者が利用しやすく、やはりその利用者の家族も含んだ声を大事に、耳を傾けていただいて、そして一人でも多くの利用したい方々に手を差し伸べてあげていただきたい。そして行政や施設管理者に申し述べたいのは、利用者の家族が、そういう人たちの声がまた来年の運営に生かされるようにしていただきたいなと思っております。

続いて、指定管理の3つ目の質問になります。

現在の制度の導入に至るまでには、公の施設の管理運営は主に本市が出資する外郭団体などが担ってきたという経緯があります。行政が直接運営実施するよりも利用者が利用しやすく、そしてまた公共サービスが行き渡り、提供できる団体などとして設立された経過も含め、官から民へ、そして民間でできることは民間でといった行政改革を進めたきた今日であります。

来年の平成28年度は、本市の指定管理制度導入施設が全体の約3分の1ほど、指定管理の期間を終えようとしております。

新たな方々を募集し、そしてまた指定管理となられますが、より一層の利用者へのニーズに対し、答えられるように、そして可能な限りのサービスを提供し、利用者喜んでいただき、利用しやすい施設運営などをしていかななくてはなりません。

でも、現在の状況では、今以上の募集者が集まるようではなく、本日の質問でも申しましたが、民間同士の競争性というものが生まれにくいと思われれます。

また、といいましても、まだまだ南丹市においては、さまざまな設備が整った施設があるわけではないので、民間業者との競争が通じ得ないようなサービスも提供していたかなければなりません。

これから先を見据えて、指定管理者事業として、今後はより一層、官から民へ指定管理者の募集も含めた中で、私はまた検討すべき課題があると思われれますが、市長にお伺いをいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ただいまご質問の中でおっしゃっていただきましたように、これまでは、市の仕事、それを外に出す場合には、三セクとか外郭団体にお任せするというふうな形態がありました。

こういった中で、直営委託といった形だったんですが、ご承知のとおり、指定管理制度になりまして、こういった形がさらに公にといいますか、広く民間にもという募集をするというふうな形にもなってきたことは事実でございます。

しかしながら、南丹市内におきまして、特に福祉関係の業務につきましては、人的また資格的な問題もございまして、なかなか公募をするということになってこなかったというのも現実でございます。

ただ、福祉関係につきましても、このごろ民間の皆様方の事業者も大変増加しておるというようなこともございますし、こういった中では、今おっしゃいますサービスの向

上を図っていく、また当然、指定管理料が有効に使われるということも大事でございますので、今後、公募除外ということではなくて、広く公募をさせていただく中での指定管理ということを進めていきたいということを考えております。

ただ、やはり「どこからでも来てもらったら、いいからやってくれ。安けりゃいいんだ」ということにはならないということもございます。

やはり、地元南丹市内における事業者の皆さん方、またそれが雇用につながるような形も含めて、総合的に考えていかなければならない点もございます。こういった中で、先ほどご質問でおっしゃっていただきましたようなサービスの低下を招かない、よりサービスの向上を図れる、また合理的な運営ができる、こういったことも考えながら、今後、指定管理の制度の内容につきましては、十分検討いたしまして選定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** ありがとうございます。

募集のやり方ですけれども、今後広く公募をしていきたいというようなお言葉もありました。

これからも、やはり官から民へ移行していく中で、施設運営や新たな管理者の募集などを含めた課題には、やはりまず市としての考えはどうか、そして管理者の中では、運営委員会やそして評議委員会などを経て、物事が決まっていく順序があります。

そのような中で、一口に指定管理事業といっても、民間の業者を募集し、管理者等になっていただくのは大変難しいということと、民間としての今までの経験、そして経営内容、手腕、施設を営む者の考え方によって、大きく運営に私は左右するものであると思います。

よって、官から民へという言葉だけの指定管理者制度とならない、利用者にとってよりよい管理事業に進んでいくことを求めていきます。

続いて、市街化区域についてであります。

今年、3月に南丹市による新市建設計画が変更されました。この計画は平成17年度から平成32年度までの16カ年度とされており、新しいまちづくりを計画的に推進しますとされております。平成17年度に新市建設計画をつくられ、南丹市総合振興計画、そしてまた定住アクションプランなど、さまざまな計画になるものを立てられるなどをされ、今回、その中で本市の都市計画区域として、市街化区域に若い人たちに限らず、そしてまた住宅を建てるための土地を購入されたり、家を建てたりしていただかなければ、市街化区域として優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域として意味がありません。

でも、一方では、その地域では、用途地域が定められており、さまざまな建築できる

建物の規模を制限しているわけであります。

例えば、建蔽率とか容積率とかがその一つでもあります。同じ面積の土地に、それぞれ地域によっては同じ建物の大きさのものが建てられないということなどがあります。

そのような中で、南丹都市計画区域の市街化区域用途地域図を見ましても、場所によっては色分けをされており、ところによっては、以前は田畑であったり、地域によっては小さな水路を隔てただけであるにもかかわらず、現在では、その周辺や周りに多くの住宅が取り囲むようにして民家が建っている中で、現在も色分けが従来どおりであります。

このようなことも含め、これからのさまざまな計画に対しても、また若い人たち、それ以外の人たちに対しても家や住宅を購入されるに当たって、その土地に1階と2階が同じ大きさの建物が建ちにくいということも定住促進を図る中で、いま一度見直すべきところではないでしょうか。

今日までに、それこそなかなか手をつけられなかったところに目を向けることも考えていかなければなりません。行政が基準や区域などを見直すとなると、中には無秩序な開発や建築行為を行う者など、そしてまたそれを行わせないためにも、そういうことに慎重になっていかなければなりません。

でも、これからの10年、20年を見据えていこうとすれば、今日の本市を取り巻く人口減少や、そしてまた経済的、社会的情勢の変化があるにも、その市街化区域の用途地域は基本的には変わっていない。一人でも多くの方々や若い人への定住に向けて、用途地域については、私は検討する余地があると思います。そのことに対して、市長にお伺いをいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 今、とりわけ定住促進、またいわゆる住まいを求める方にそういった場所を提供できる、こういった体制づくりというのは肝要でございます。

そういった中で、市街地の区域における効率的な土地利用を実現していくことを目的に、一昨年、都市計画道路の見直しをさせていただいたわけでございますけれども、都市計画道路の沿線でありながら、用途地域の規制などにより利用が進んでいないところがあるわけでございまして、こういったところにつきましては、計画的な沿道の利用、また住宅地、商業地などの誘導を図っていかなければなりませんので、本年度用途地域の見直しを行いまして、都市計画決定にもっていきたいということで、今進めておるところでございます。

とりわけ、今地元の皆さん方、大変ご尽力をいただいております。八木駅西土地区画整理事業の区域におきましては、どのようなまちにするのかというのも、組合の皆さん方とも協議を行う中で、用途につきましての検討もさせていただいております。

いずれにいたしましても、早急にこのことにつきましては必要であるという認識のも



とで進めておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 市長より答弁をいただきました。

今日までの、やはり旧町時代より現在も都市計画区域での市街化の用途地域の指定に対する考え方や、そしてまた将来にわたり、限られた土地や資源を有効に活用・配分し、市内中心地の健全な発展と秩序ある整備をしていくことに、私は大変難しいと思われま

す。しかし、合併後、本市においてさまざまな施策を打ち出している中でも、用途地域やそしてまた建蔽率、容積率の見直しなど、南丹市としても、ここに住んでいただくとする人たちに、やはりここまで見直しをしているんだと、一人でも多くの方々に住んでいただきたいと、そういう市として、また市長として、本気度が私は求められているものだと思っております。そして、また、なかなか本気度もまだ伝わってこないと私は思います。

若い人や、そしてそれ以外の方々に定住促進をお願いをするのであれば、やるならやはり、もう一步計画の中の規制という難しい部分にも踏み込んでやらないと、その先にあるものが私は見えてこないと思います。

市長として、そしてまた南丹市として、今言いました本気度、「これを、これだけのことを南丹市はするんだ」というものが私はどこにあるのか、市長にもう一度言えるようなことがあればお聞きしたいと思えます。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 当然、この土地の規制というものに対しましては、法的な大変大きな壁があることも事実でございますし、またこれの変更につきましては、それぞれ利害が伴うということもございます。こういった意味で、大変難しい側面はあるわけでございますが、先ほど申しましたように、今住む場所がないんだとか、また住みにくい、建てにくいというような基本的なご意見も踏まえながら、これを解消できるような手だてというのはどのようにしていったらいいのか。それぞれこの点につきましては、先ほど申しました用途地域の変更等も含めまして、積極的な取り組みをしていきたいというのが基本姿勢でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** ありがとうございます。

今、先ほども市長も言われましたように、本年度見直しもかけているという中で、やはりかけている、南丹市はこうしていくんだという本気度をもっと市民の皆さんに、そしてまた多くの方々に見えるような形でいただきたいと思います。

続いて、最後の質問となります。

この質問では、旧町時代にさかのぼることの話でもあろうかと思います。本市においても、都市計画区域やまたそれ以外の地域などに多くの民家や建物などがあります。昔から代々受け継いできた土地、そして家、また新たに購入された土地、建物など、そこに住んでいて、昔と今では、暮らし方や乗り物、移動手段などが随分と変わってきております。当時は、余り不便と思わなかった道路事情も、今の都市計画区域としては、道路幅が4メートル未満では道路としてみなされないもので、現在の都市計画区域や、またそれ以外の区域にも、そのような場所が多く見られます。

今回、市街化区域ということで園部に至っては、例えばJR駅前周辺、そしてまた市役所の付近にも、商店街をまた一本入ったところ、そういうところにも多くあります。車で言えば、軽自動車を通るにも、人とすれ違いができてにくいところなんです。その地域の方々は大変今となっては不便かと思われまいます。防災に至っては心配をされていることであろうと私は思います。

そのような道路が今も残っている中、定住促進を掲げる、この南丹市に住んでもらおう、ほかから転入をしていただきたい、若い人に家を建てて住んでいただきたいとかお願いをしている中で、市街化区域でありながら、実際には、建築がなかなかできにくい地域があります。

防災に対しても、それこそ行政の努力で本来そういうところを解決していく、私は必要があるのではないかと思います。そういうことにおいても、市民と行政、どちらかが一方的ではなく、お互いが協力していくことが、やはり次の世代の人たちのためにも、私はなっていくと思います。

市長に対して、そのようなことについてお伺いをいたしたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 市街化計画区域におきまして、今おっしゃっていただいたような問題、これは私どもも痛感しておりました。

こういった中で、先ほども申しました今日まで長期間に渡りまして未着手でございました路線などを初めとしまして、都市計画道路網の見直しを行ったというのが現実でございます。

こういった中では、これから都市計画道路の整備を順次進めていかなければならないわけございまして、まずは、現在、整備しております路線の早期完成を行っていく。次に、やはり今見直しました道路網、これに優先順位をつけながらも順次整備を進めていくということが、まず大事だというふうに思っております。

今、おっしゃっていただきましたような防災の観点も含めまして、これは重要なことだというふうに考えております。こういった中では、地権者、地元の皆さん方のご理解を賜る中で進めていきたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

前田議員。

**○議員（2番 前田 義明君）** 答弁をいただきました。

やはり旧町時代にもさかのぼります。多くのそういう場所が残っておりますし、それこそ市民の安心・安全に対して、また防災ということにおいても、行政として地域住民の命と財産を守ることが南丹市としての責務であります。消防車や、また緊急車両といった車も入っていきにくいようでは、行政として市民に対して責務を果たしているとは言にくい状況であります。

私は道路というものは、何をするにも全てにわたって基本であると思っております。家を建てようとするときに、建築許可を出してもらうにも前面の道路要件が満たないといけないし、時には、都市計画区域では、セットバックという建造物を後退させることを条件とした道路の中心から2メートル道路幅を土地所有者、そしてまた建築主が確保をしなければならないことが規制で定められております。

建築許可を出すに当たって、やはり行政として、みずから果たさなければならないその責務を、家を建てるものに、私はある意味委ねているということを思います。当事者は、やはりそれこそ納得がいきません。

建築基準法により、定められたことであり、いたし方ないことでありますが、道路を広げていくことに、行政が先か、そしてまた家を建てていくものが先かということであれば、やはりそれは行政として先行していくのが、私は本来の姿であろうかと思えます。

これからも先、南丹市の都市計画区域だけに限らず、行政の責務として家が建ちやすくするためにも課題の解決に取り組みられていくことを申し上げておきます。

そして、本日の一般質問に当たって、指定管理者のことや市街化区域のことなど、利用者が言いにくいことや、そしてまた弱者の立場に立って私たちは行政の皆さんに話を伝えていかなければなりません。この先、そして将来にわたって、人々がふえてゆき、それぞれの地域の見守りができるまちづくりを南丹市は考えて進めていただきたいと思えます。

本日は、ありがとうございました。

**○議長（橋本 尊文君）** 前田義明議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**午前 11時30分休憩**

.....

**午後 1時00分再開**

**○議長（橋本 尊文君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 議席番号3番、無所属の面村好高でございます。議長の許可を得ましたので通告に従い質問させていただきます。

今回は、消防と財政について質問させていただきます。

まず、消防の消防団の現状と消防団員の処遇について質問させていただきます。

消防団は、地域の安心・安全を守る中核的な担い手で、消防団員はみずからの地域はみずからで守るといふ郷土愛の精神に基づき、強い使命感のもと市民の皆様の生命、身体、財産を災害から守るために昼夜を問わず消防活動に当たってくれています。

また、近年は、南丹市においても消火や防火活動だけでなく、大型台風や大雨の影響により水防活動や救命救助活動等の災害対応に伴う出動が増加しております。ますます消防団の重要性が増してきております。

しかし、消防団は本市だけでなく、就業構造の変化や若年層の都市部への流出などにより、全国的に団員確保が大きな問題となっております。

その状況の中で、国においても、東日本大震災からの教訓から消防団の重要性を鑑みて「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」少しちょっと長い法律名になるんですけども、平成25年12月に施行されました。その法律の第13条に「消防団員の処遇の改善」との記載があり、その解説では「消防団員は、もともと多額の報酬を期待しているものではありませんが、それにしても余りにも低額です。市町村がそれぞれ定めている報酬は、おおむね年間2万円から3万円で、国が財政措置している額より相当下回っています。この法律では、国と地方公共団体は、処遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるもの」と説明しております。

そこでお伺いいたします。

国が財政措置している一般団員の報酬額、年額3万6,500円であります。本市の報酬は一般団員の方で1万8,000円ありますが、この差異の説明をお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、面村議員のご質問にお答えいたします。

南丹市消防団小林団長さんを初め、団員の皆さん方の本当に昼夜を分かたずご奮闘によりまして、市民の皆さん方の安心・安全をお守りいただいておりますことに心から敬意と、また厚く御礼を申し上げます次第でございます。

こういった中で、今議員おっしゃいましたように、消防団員の皆様方の処遇の問題、これは消防委員会を初め、さまざまな場面で、さまざまなご意見を賜っておるところでございます。

そして、今、大変厳しい生活環境、また社会情勢の中で崇高な精神をもって、この消防団員に入団いただきご活躍いただいております皆様方でございます。先ほど申しましたように心から感謝を申し上げますとともに、私どももでき得る限りの処遇の改善を行って

いきたい、こういうふうを考えております。

今、この団員の報酬の額につきましてご言及いただきました。一般団員、仰せのとおり、南丹市の団員の報酬額は1万8,000円、普通交付税の算入額は3万6,500円ということになっております。

これは、ご承知のように、条例によりまして各階級の報酬額を定めて支給をしておるところでございますが、それぞれ団員の場合は、大変低い額になっておりますけれども、団長以下、さまざまな部分では算入額とは上下異なっておる部分もあることも事実でございます。

これにつきましては、普通交付税算入額だけではなくて、今日までの旧町での状況、また南丹市になりましてのさまざまな状況を鑑みながら、この報酬額を定められたわけでございます、今この報酬額の問題も含めまして、処遇改善というのは大きな課題であると、私自身も認識をいたしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 交付税算入では3万6,500円ということで、今市長の説明では、階級の違う方によっては、若干ふえてる部分があるというご答弁だったんですが、そうしてしまいますと、団員数が当然一番多いのは一般団員の方であって、それでいきましたら、トータル的な数字が交付税算入のほうが多くなるのではないかと、そのような計算になってしまうんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まず、交付税算入額の算定基準でございますけれども、10万人人口、これに対する基礎額が定められております。この基礎額に南丹市の人口、補正係数を乗じた額が交付税となります。

南丹市の平成27年度当初予算額につきましては、消防団員が1,480人、これに対しまして3,156万4,000円を予算計上いたしております。

こういった中で、交付税算入額につきましては、1,058万3,000円でございますので、2,090万円を市で持ち出しておるという状況でございます。これは、なぜかと申しますと、交付税の算入額につきましての算入人数でございますけれども、これが563人ということになっております。現在の南丹市の消防団員数が1,480人に対しまして、算入の人数は563人となっておりますので、ただいま申し上げましたような数字になっておるということでございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 私も交付税算入について、その辺ちょっと勉強させていただきまして、そのように理解させていただいております。

なぜ、あえてこの質問をさせていただいたかといいますと、消防庁が発行しておりま

すしおり等を見ますと、これは平成26年度版になるんですけれども、「守れ我が町」これによりましたら、結局3万6,000円という記載があるんですよ。で、ある団員さんは、これには3万6,000円しか書いてないのに、基本的にボランティア精神のもとでやってることに間違いはないんですけれども、3万6,000円と書いておるのに、何で南丹市では1万8,000円なのかというところをよく聞かれますので、あえてこの質問をさせていただきました。

今、市長の答弁から、南丹市では2,000万円強の持ち出しをしてるということを市民の皆様にも知っていただきたいという中で、この質問をさせていただきました。

その報酬に関しまして、今回、報酬と手当につきまして府内の他団体と比較させていただきました。報酬に関しましては、一番高額なのは、京都市さんで国の交付税措置と同じ3万6,500円でありました。あと、手当に関しましては、隣の亀岡市さんが出動手当ということで、一回2,000円、それとは別に整備手当としまして、小型ポンプ積載車一台につきまして2万3,100を年間支払われております。小型ポンプ一台につきまして4,800円支払われております。

本市におきましても、6月議会に出動・警戒・訓練全て含めた手当を2,000円から4,000円にあげていただいたところではありますが、亀岡市では一回出動ごとに支払われる。南丹市においては、一年間4,000円、何回出ても4,000円という状況であります。

昨今、災害対応で消防団の方の出動回数は大変ふえておるといふふうに私自身は認識しております。報酬額と手当につきまして、他団体と比較して、市長はどのようにお考えなのかをお伺いたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** これは、団員の報酬及び手当というのが、実は私もそれぞれの市町村で聞いていますと、それはそれぞれ歴史があるようでございます。また、そういうことの額を設けた経緯があるようでございます。

ただ、南丹市消防団員の現状が決して高位にあるとは思っておりません。

先ほども申しましたように、消防委員会におきまして、またご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、2,000円を4,000円に出動手当を、これは年額でございまして、わずかでございますが、今回このような形をとったわけですが、私は、まだまだこういう部分では、さまざまな点で充実させなければならないといふふうに認識しております。

これは、ただ消防委員会、また消防団の皆さん方のご意見、こういうものを踏まえながら、どのような形で改善していくのかということは、また今後の大きな課題として認識をいたしておるところでございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 他団体にしても、我が南丹市においても、過去のそう

いう流れということがあるんですが、一番最初に申し上げさせてもらったとおり、先の法律ですね、平成25年12月に施行されました法律によりましたら、まだまだやはり消防団員の方々の手当というのは少ないのではないかなというようなことを、この形で明記されておりますので、その部分については、今後検討、消防委員会を含めて、団員の方々のご意見も聞きながら、改善に努めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、本市における消防団員の構成等の現状につきましてお伺いいたします。

本市における条例上の団員数は1,550人ですが、まず一つ目に、現在の実際の団員数の数を教えていただきたい。二つ目に、年齢別の団員数を教えていただきたい。三つ目に、団員の方の居住地の内訳を、市内と市外で別にさせていただいて教えていただきたいということを担当部長にお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

阪口総務部長。

**○総務部長（阪口 一雄君）** 面村議員のご質問にお答えをいたします。

消防団員数でございますけれども、平成27年4月1日現在で1,470人でございます。

次に、年代別団員数でございますが、10代が1人、20代が160人、30代が527人、40代が594人、50代が178人、60歳以上の団員が10人でございます。

次に、団員の居住地でございますけれども、市内にお住まいの団員が1,005人、市外が465人でございます。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** ありがとうございます。

私、事前に今から6年前の数字、平成21年当時の今の同じ数字をちょっと調べました。6年前の数字と今の平成27年との数字を比較しますと、年齢別の団員数の減少についてですが、まず20歳代の方が30%減少しております。30歳代が23%減少しております。40歳代が14%増加しております。50歳代が何と78%増加しております。

また、今部長のほうから答弁あったとおり、居住地でいきますと、約3割以上の方が南丹市以外にお住まいになられて南丹市の消防団の活動をしていただいているという現状であります。

6年前の数字と今の現状の数字を比べますと、地域から若年層が流出したこと、そして若年層が入団していただけないことによりまして、世代交代ができていない。そして、年齢があがったにもかかわらず、団員数が足りない、定数の関係もあるんで退団できないという状況が見受けられます。

また、市外に居住されていても定数の関係があるので「消防団に入ってくれないか」ということで、市外の方が多く入団されているという状況も見受けられます。

本当に団員確保が困難な状況である中で、この状況について市長の所見をお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まさに大変厳しい状況であるというのが本音でございます。

私自身も、大分以前でございますけれども、消防団員に入団しておりました。後がまを見つけてこない、退団できないというのが、まさにそのときも実態でございました。

今、それぞれお話がございましたが、特に高齢になっても、まさに後がないので退団できないんだという、高齢と言ったら失礼でございますけれども、40代、50代の方々の話をよく聞いております。

また、もう一方では、やはり実家が南丹市内であるので、そちらの団員にと言われたので、市外に住んでるけれども、消防団に入りましたというふうなお話もよく聞いておる、そして、それが今この数字にあらわれておるというふうに思っております。

今、私どももこういったことは大変厳しい状況であるというふうに思っておりますけれども、やはりこの広域なエリアであります南丹市、このエリアの中で市民の皆様方の安心・安全を守っていくということになってまいりますと、常備消防との強い連携のもとに、この消防団の皆様方にご奮闘いただかなければということの中で、苦慮しとるわけでございますけれども、こういった状況を何とか改善する方途をこれからも模索しながら努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** どうしても定数という問題があるので、退団できないという部分も、若干見受けられるのかなというふうに私自身は感じております。

その中で、本市における団員の定数ですね。今現在、1,550人という形でありますが、他団体の定員も調べてみました。

お隣の亀岡市が人口9万1,000人で定数900です。京丹波町が人口1万5,000人で、同じく900人の定数、人口的に規模が似ている綾部市さんが人口3万3,000人で定数が960人です。そして一番最初、市長からご答弁いただいた交付税算入の標準団体の基準ですね。10万人で563人という想定をしておるという状況でございます。南丹市、今市長がおっしゃられたとおり、広域でございます。ただ、広域ではありますが、1,550人と900人、他団体両隣は900人という状況を市長はどのようにお感じになっておるかご答弁をお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 実は、合併当初、1,700人でした。平成23年度になりまして、1,550人という現在の数字になっております。

一つは、私は今日までの旧町消防団を引き継いで南丹市消防団になりましたので、こ



の経緯が一つはあると思います。そして、もう一つは、先ほど私が申しあげました広域なエリア、これはやはり山岳地帯が多いということもございまして、山岳地帯における火事ということになりますと人数が要するというふうな部分もありまして、この定数というのは、なかなか減らせられない。

そして、私の記憶でございますけれども、平成23年度に見直したとき、これは実は前年度の充足率が90%台に落ちておりました。現在、94.3%でございますが、こういう部分を十分見ながら、やはり定数というのは考えていかざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

今、山火事も含めましてでございますけれども、私どもも二年連続でこういった大災害も起こっておる現状でございますので、現在、この定数がなかなか充足できない、またもう一つは定数があるからやめられないという現状は十分承知しておるわけでございますけれども、現在のところ、この定数の見直しというのは、大変課題があるなというふうに思っておるところでございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 山岳地帯であることは、定数がなかなか削減できないという状況も理解できます。

ただ、きのう同僚議員からもお話があったと思うんですが、集落機能の維持等々につきまして、やはり人手がないという状況が顕著にあります。

例えば、私が知っている方でしたら、区長をしながら、消防をしながら、体振しながら、青年団に入っていると。一人で何役するんやという方もいらっしゃいます。その辺も、いろいろ考えていかないといけないということも実際に感じておるところでございます。

それで、本市の消防団員の処遇については、国の方向性からすると、まだまだ私自身は報酬額が低額で、手当についても十分であるとは思っておりません。また、定数については、今、市長は「削減はなかなか難しい」ということでもございましたが、地域の事情等を勘案していきますと、若干多いのではないかなというふうな思いもあります。

この消防団については、合併10年を迎えまして、消防団の処遇、団員数を含めまして、根本的に、抜本的にちょっと検討する時期にきてるのではないかなというふうに私自身は思っております。その辺について、市長のお考えをお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 以前、ある分団で「もうこれ以上団員募集をしても集まらないから、もう再編成せざるを得んな」と。そうすると「この集落にはポンプを置くことができないんだ」ということになってまいりますと、地元の住民の皆さん方は「何とかしてくれ」と。「OBになっておる我々も、もう一度消防団に入るから、ポンプを手放さないようにしてほしい」というふうなお話も聞いたことがございます。

そういったことを考えれば、ただ単なる私ども行政や、また消防団の方々だけではな

くて、広くやはり住民の皆さん方のご意見もお聞きする中で、それぞれの各部、各班の定員、また各支団の定員ということも考えていかなければならないというふうに考えております。大変これは、市民の皆さん方の安心・安全という側面からも、大きな課題でありますので、私は慎重にこのことにつきましては協議をしていかなければならない、このように考えておるところでございますので、逆に言いますと、さまざまなご意見を賜る中で、今後、消防委員会等におきましても協議を進めていく必要があろうというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 確かに、慎重に考えないといけない問題だと思います。実際、八木の場合でしたら、八木出張所が常備消防であるんですけども、この前あった事例なんですけど、救急出動している場合は、消防で出動できないというような取り決めもあるみたいなんです。その場合、実際、現地に現着一番で火災消化活動をするのは、地元の消防団、非常備消防であるということも聞きました。

そういう観点から、ただ単に数を減らせばいいのかという問題については、やっぱり慎重に考えていかないといけないと思います。

ただ、報酬面については、国の指針でも、もうちょっとあげるようにということがうたわれております。南丹市の財政、次にまた質問するんですけども、大変厳しい状況ではありますが、市民の皆様方の生命、財産、身体を守るという観点から、この部分については、消防団員の方々の手厚い報酬を求めておきまして、この章での質問を終わらせていただきます。

続きまして、財政について質問させていただきます。

総務省が公表しております類似団体比較カード、決算カード、財政状況資料集から類似団体と比較して、本市の財政について質問をさせていただきます。

まず、平成25年度決算の類似団体比較カードからで、類似団体比較カードとは、各市町村ごとの人口一人当たりの歳入歳出の状況等について、類似団体と比較し、各団体ごとに一枚のカードにまとめたものでございます。

南丹市の類似団体比較カードの項目のうち、類似団体平均と差異が大きい項目、これをちょっと調べさせていただいたんですが、歳入面では、地方交付税が類似団体平均より5.7%多かったです。逆に、国庫支出金では4.7%少なかったです。歳出におきましては、公債費が類似団体平均より5.6%多く、繰り出し金においては7.3%多い状況でございます。そのほかでは、財政力指数が平均より0.07ポイント低く、地方債残高が4.2%多かったです。

これらの数値から、本市においては、自主財源に乏しく、借金が多いことが顕著にあらわれておりました。

この中で、歳入における国庫支出金が4.7%低いことと、歳出の繰り出し金が7.3%も多いことについて要因をお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 年度ごとによって変わってくるもの、また大体ずっと同じようなものというのがございます。

国庫支出金につきましては、対象事業費の多少によるものでございます。それぞれ年度によって増減が激しい項目でございます。

それと繰り出し金につきましては、南丹市におきましては下水道事業特別会計への繰り出し金が多いということで、類似団体より大変多い数字になっておるといふふうに私ども分析しております。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 繰り出し金が多い原因は、下水道への繰り出しということでございました。下水道については、またいろいろお聞きしたいことがございますので、次回以降の議会で、また一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

その中で、国庫支出金ですが、いろんな事業、乗っかるものによって年々変わってくるというお話でございましたが、類似団体比較カード平成20年から平成25年をちょっと調べさせていただきました。

その中では、類似団体は国庫支出金、年々増加傾向にありました。ところが南丹市においては、横ばい、もしくは減少傾向にあるという状況でございます。

その国庫支出金の中には、国庫負担金、国庫委託金、国のやらないといけない事業について市にやってもらうという部分の支出金と、もう一つは国庫補助金というものがあると思います。国庫補助金については、まさに補助をするということで、きのう同僚議員からもありましたけれども、それは特別交付税のことでしたけれども、この補助金について、私が何でこれを質問したかといいますと、もっと国庫補助金をとりにいける、よその類似団体は、この補助金をもっとぎょうさんにとって、いろんなメニューに乗っけて事業をやっていってるのではないかというふうに思ったんですね。ほかがどんどんあがって、南丹市だけが横ばいというこの状況、それについてもう一度市長にご答弁をお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** これは、さまざま要因があることは事実でございます。

私は今、いわゆる類似団体との比較カード、これによつての数字という分析はいたしておりませんが、さまざまな補助事業、それぞれの場面におきまして活用をさせていただいておるといふのが事実でございますし、またそういった中で、それ以外の国庫支出金の中でも補助金以外の部分、また府の支出金によって変わってくるもの、さまざまなケースがありますので、一概に私はよそに比べて何%しかとれてないから、国の金を使ってないんだというふうな断言はできないというふうには考えておりますけれども、この部分につきましては、できる限り工夫をして、国のお金、また府のお金、こういうも

のを獲得するためにこれからも努力を続けなければならない、このように思っております。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** さまざまな要因があるということでした。

国、都道府県支出金のほうに回っているというお話がありましたけれども、都道府県支出金については、本市においては類似団体とほとんど変わらないんですね。国の国庫支出金だけがすごく差があるんですよ。今、補助金だけがとれてないということは断言できないということを、市長がご答弁いただいたんですけども、やはり私、この部分については、もっと研究を重ねて、よそはとってきてるのに、うちではとれてない、南丹市ではとれてないというような状況があるのか、ないのかというところは、ちょっと一回分析する必要があると思うんですが、市長にお伺いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 当然、これは財政でございますので、地方交付税、大変たくさんいただいておるわけでございますし、またこういった制度の中でのそれぞれ獲得というのは、大変重要なことでございます。もちろん、今おっしゃるように、私どももこの財政運営をしていく中で、分析をしながら、また将来像を掲げながら財政運営をしていかなければなりませんので、今ご指摘いただきましたことも踏まえまして、この点につきましても研究を深めていきたいと、このように考えております。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 研究を深めていただきまして、またご回答をお待ちしております。

次に、財政情報資料集から質問させていただきます。

この資料には、本市の財政状況の詳細が記載され、また類似団体内での順位も記載されております。この資料からも、本市の厳しい財政状況があらわれております。

具体的には、例えば、財政力指数は類似団体内順位でいきますと、172団体中114位です。将来負担比率におきましては、172団体中143位、実質公債費比率におきましては、172団体中136位です。公債費におきましても、172団体中130位という悪い数字が並んでおります。

そのような悪い数字が並ぶ中、給与水準、いわゆるラスパイレス指数と人件費におきましては、類似団体172団体中18位と、よい順位となっております。逆に言いましたら、職員の皆さんは平均より安い給料で頑張ってお働いていただいているということがわかります。

ただ、人件費と人件費に準ずる費用の分析では、いわゆる人件費相当分ですね。物件費や一部事務組合への補助金に含まれるものですね。それでいきますと、類似団体平均より30%高くなっております。この人件費相当額が高くなっている要因と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（橋本 尊文君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 今、ちょっとラスパイレスの数字の中で172団体中、上から18位というような言い方をされたんですけれども、これは何年の資料ですやろう。172団体中、下からじゃないですか。そんな数字になってますか。

○議長（橋本 尊文君） 暫時休憩といたします。

#### 午後1時33分休憩

.....

#### 午後1時37分再開

○議長（橋本 尊文君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

はい、面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 済みません。一部私誤りがありました。低く18位ということで、下から18位、だからほかの団体と比べて給与水準が低いということですね。そこを訂正させていただきます。という状況でございます。

ただ、人件費及び人件費相当額については、類似団体比較よりか30%高くなっております。この原因と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（橋本 尊文君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 人件費及び物件費に係る部分も含めての人件費相当分ということだと思いますけれども、これは職員数及び臨時職員等も含めましての数が、まだまだ多いということでございます。

一つには、先ほど来申しておりますように、広域なエリアがある、こういった中での行政需要が多いという中で、私どもも今定員適正化計画に基づきまして、職員の削減に努めてきたところでございますが、市役所の業務量としては少なくなるどころか、だんだんいろんな業務で多くなっておるという中で、これは議会におきましても大変ご指摘を受けておるわけでございますが「職員数は減っておるけど物件費ふえとるやないか」というふうなご指摘が、この数字にあらわれておるんだというふうに認識しております。

こういった中で、市民の皆様方へのサービスの低下を招かないといった面からは、いたし方ないという分析もありますけれども、ただ、やはり今、厳しい財政状況の中では、やはりこの職員定数また物件費を含めての人件関係経費を削減する努力をしていかなければならないというのが本意でございます。今後とも、引き続き事務の効率化、また業務改善、行財政の改革、これも進めていくことによりまして、この数字を下げっていくという努力をしなければならぬというふうに決意をいたしております。

○議長（橋本 尊文君） 面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 広域なエリアであるということ、そして南丹市においては職員定員適正化計画というもの定められております。

この分析をさせてもらった中で、やはり物件費に当たる賃金のところについては、類

似団体比較に比べましたら倍でした。一部組合への負担金につきましては2.3倍ございました。この人件費に見えてこない部分ですね。賃金、物件費等についても今後ご検討をいただきたいというふうに思います。

各種指標から本市の歳入における財政状況は、自主財源に乏しく、地方交付税に依存するところが大きい。また歳出においては、公債費及び公債費に準ずる割合が高いのが現状でございます。

平成28年度以降、地方交付税が減額されていきます。一つの原因は合併特例の段階的縮減でございます。単純計算しますと、決算カードでいきますと、一本算定の基準財政需要額が108億円、基準財政収入額が37億円で、交付税相当に当たる部分が71億円、ところが平成25年度決算ベースでいきますと、普通交付税の現在の支給額は90億ということで、この差額分、約20億という部分が合併特例による加算であるというふうに、単純計算からすると見受けられます。この部分がだんだん縮減されていく、いろんな国のほうで措置がされるということも聞いておりますが、基本的には削減されていくという状況であります。

それともう一つ、交付税を計算していく中で、国勢調査の人口ですね。今現在、平成22年度国勢調査の3万5,214人という数字が、交付税算入の計算の際の係数として掲げられておりますが、これがことし国勢調査がございまして、今現在、本市、9月1日現在の人口が住民基本台帳上ですけれども、3万3,035人でございます。前回の平成22年の国勢調査のときから6.1%減少しております。当然、人口が減少しますと、基準財政需要額の算出における係数が、当然単純に考えますと6%下がってくるということも考えられます。

単純に合併特例による段階的縮減だけが減るのではなくて、基準財政需要額を算出する上での人口の係数も減ってくる。これが6%ありますので、単純に言ったら6%も減る可能性がある。大変、南丹市の財政は厳しいというふうに私自身は認識しております。

以上のことから、今から平成28年度に向けた予算編成もされていくと思いますが、相当厳しい財政状況につきまして、今後市長どのように財政運営をされるのか、力強いご答弁をお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 合併特例が10年で段階的に少なくなると。これにつきましては、関係団体、いわゆる10年前に合併した市が今寄り添いまして、やはり合併しても、なかなか厳しい状況が続いておるという中で、国に対しましてのさまざまな要望を続けてきた結果、若干ではございますが、そういうふうな合併によります効果、これをさらに生かすための施策という部分で財政的な援助といいますか、あれをもうちょっとふやしていこうというふうな流れになっております。

しかしながら、今おっしゃるように、人口が減っていくということになりますと、単純には解決できませんけれども、こういった厳しい状況がさらに深まるということは事

実でございます。

それもございますので、何とか人口減少を食い止めようということで、地方創生戦略というのを打ち出す中で、今、定住促進を進めていくということでございます。

もう一つは、やはり予算編成自身もこれから考えていかなければいけないということで、今日まで、いわゆる枠配分というふうな方式でやっとなんだけれども、新たな形、いわゆる事業を選択して行って、投資的経費におきまして重点化を図っていかうと。また財政の有効投資を心がけていこうというふうなことから、今回、新たに予算編成につきましても改編をする中で取り組んでいくというふうな形を今考えております。

こういったことも、いろんな意味で、行財政の運営につきましての方途も考える中で、これからも財源確保、また有効活用ということを積極的に進めなければ生き残っていけないというふうに思っておりますので、今後とも努力をいたしてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 財政上は大変厳しい状態でございます。

先ほど申し上げましたとおり、国庫支出金、特に国庫補助金、先般同僚議員がおっしゃられておりました特別交付税等の国からとれる財源ですね、これについては、やはり積極的にとっていただきまして、我々若い世代、若年層に負担が残らないように、そして財政上も豊かになるように努力していただきたいというふうに思っております。

また、国におきましてもお金のない状態、財源不足ということで大変厳しい状況でございます。臨時財政対策債を設けるなど、交付税制度についてもなかなか厳しいという状況もありますので、今後自主財源の確保に努力していただくということと、国からとれる財源については努力していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（橋本 尊文君）** 面村好高議員の一般質問は終わりました。

以上をもって一般質問を終わります。

## 日程第2 議案第98号から議案第112号まで

**○議長（橋本 尊文君）** 次に、日程第2「議案第98号から議案第112号まで」を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本 尊文君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第112号までについては、お手元配付の議案付託表（その1）のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたし

ます。

-----

**日程第3 議案第113号から議案第122号まで**

**○議長（橋本 尊文君）** 日程第3「議案第113号から議案第122号まで」を一括して議題といたします。

質疑に入ります前に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。  
佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 貴重なお時間をおかりいたしまして、議員の皆様方に再度おわびを申し上げます。

平成27年8月19日付7南総総第347号で提出させていただきました、平成26年度南丹市歳入歳出決算書の添付資料を、平成26年度事業報告書の誤りについて、去る8月26日の議会本会議前に訂正を報告し、おわびを申し上げたところでございます。

しかしながら、その後、さらに事業報告書に誤りが判明いたしました。内容につきましては、お手元に配付させていただいております正誤表のとおりでございます。訂正をさせていただきたく存じます。

事務的なミスと合わせ精査ができず、再三にわたり、こうした事態になりましたことを心から深くおわびを申し上げます。何とぞよろしくおとり諮らいをいただきますようお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** それでは、これより質疑に入ります。

質疑の通告に基づき発言を許します。18番、井尻治議員。

はい、井尻議員。

**○議員（18番 井尻 治君）** みらい南丹の井尻でございます。議長の許可を得ましたので、平成26年度一般会計歳入歳出予算決算及び7特別会計歳入歳出予算決算並びに上水道会計に係る事項について質問をいたします。

今からお伺いいたしますのは、決算全体に係る事項について質問をいたしますが、この議案は、これから決算特別委員会が設置され、審査は総務分科会、産業建設分科会、厚生分科会に付託されることになる予定であります。これから決算審査が付託される前に全体を通じた中で2点について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、平成26年度一般会計全般について「市民の満足度を高める」とする市長公約に対する予算執行の成果について市長はみずから、どのように26年度決算事業全般について評価されたかお伺いをいたします。

平成26年度一般会計決算額は歳入総額252億7,742万8,498円、歳出総額は242億4,991万6,691円で、歳入歳出差引額10億2,751万1,807円となっております。

平成26年度は自立支援給付事業を初めとする民生費57億5,722万6,000円を初め、台風災害に関連した災害復旧工事や小学校の再編に係る準備事業、本町区画



整理事業を初めとする都市計画事業など、多くの事業が執行されました。

財政的には、厳しい決算となり、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は91.9%で、昨年度は89.8%であったにもかかわらず、今年度は昨年度に比べて2.1%の増となったところであり、その財政構造は弾力化を失いつつあると考えられます。

このような状況下、合併9年に当たった平成26年度決算での各事業について市長の評価はどうであったか、重ねてお伺いをいたします。

続いて、2点目であります、平成26年度決算及び事業報告書についてであります。

これは前回、昨年ですね、私の発言が発端であると思いますので、ことしも同じような質問をさせていただくことになったわけではありますが、ここにいらっしゃる議員の皆さん、そして理事者、市の幹部の方も記憶にまだ新しいことと思いますが、昨年度もこの付託前に議会に提出される市当局の決算書とあわせて提出された事業報告書と多額の不用額について質問を行ったところでもあります。

今回は、その中の一つであります事業報告書についてであります。

市当局は決算の提案に当たっては、執行者は正確な係数とあわせて、市当局みずからの事業の評価を添えて提出しなければならないと思っております。

しかしながら、決算書と合わせて提出された平成25年度決算事業報告書の所属長評価を見ますと、所属長評価は余りにも簡略されており、その中には、前年度、平成24年度の分ですが「所属長評価と全く同じ文章でつづられているところが多い」と指摘を行ったところでもあります。

そのときに私は、決して予算よりも執行済みの決算ということで、決算そのものが軽んじられることがあってはならないと、今と同じこの場で市当局の理事者、そして市幹部の皆さんに申し上げたところでもあります。

そして、そのときは、市長が事故により入院され、執務にはついておられない状況下でありましたので、松田副市長が市長の職務代理人として執務についておられたときでもあり、そのときの市長職務代理人の答弁は「決算の説明資料としては、不十分な内容であるものもご指摘のとおり、見受けられる」とし、内容の不十分さを職務代理人みずからが認められた答弁をいただきました。

また次に、「事業報告書には決算説明資料としてわかりやすい文章の記載が求められることから、所属長評価とは違う説明のあり方を次年度以降に向け、十分に精査し、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。」こんな答弁でありました。

また続いて、「当然、所属長評価というものは、次年度の予算に反映するべきものであるというふうに思っております。そこでしっかりと評価することによって、その事業自体も縮小すべきもの、またもうやめてしまうものであるのか、それをまた大きく拡充していくものか。また新しい新規の事業をどうするのかというようなことを見据えた中ではすべきものと考えております」とも答弁をいただいたところでもあります。

その答弁を受けて、私は「市当局がそのような認識で次年度に向けて取り組んでいたということですので、期待をしております。またいろんな提言もしたいと思います」こう申し上げたところであります。これは、この本会議場においての副市長の言葉に、私は大変、安堵と期待をしたからであります。

そして、この市長職務代理者の言葉に対して、私は市会議員として「南丹市の大変な時期をオール南丹でどうか頑張ってもらいたい。そして改正できる部分は、どんどん改正していただき、新しい南丹市をつくっていただく。そこで所属長も自分の思いをどんどんそこに反映させるぐらいの、自分の思いを事業に取り込んで、精力的にアイデアも含めて頑張っていたいただきたいと思います」と大きな期待を込めて、付託前質疑を締めくくったところであります。

このようなやりとりを理事者の皆さん、そして市の幹部の皆さんもきっとまだ記憶にいただいていることと確信しております。

今回、議案に提出されました平成26年度の事業報告書内容を見ますと、事業費の内訳のところが昨年度よりは事業ごとに、幾ら何に使ったかというようなところに工夫がされているようにも見受けられますが、昨年度とほとんど大差なく、この項目が決算書に記載されている事項でもあり、決して目新しいものではありません。

また、もう少し見ますと、毎年事業報告書に記載されていない一般経常事務費が今回記載されたことでしょうか。新しく項は。

昨年、この議場で私たちに約束をしていただきましたこれが、職務代理者が言われた「十分検討してまいります」という、この事業報告書の内容なんでしょうか。

ここで、よく見てみますと、所属長評価の欄が全く削除され、事業報告書に記載されておりません。記載されているのは、先ほど申し上げました事業費の内訳、事業費の概要、財源の内訳、主な事業の結果と成果のみであります。それぞれの議員についても、この事態を把握されていることと思いますが、一体、昨年度の市当局の検討するというのは、こういうことであつたのでしょうか。

昨日の議員の質問にもありました、「検討する」その検討するというところへの報告、これをしっかりやってほしい。こんな一般質問もありました。

昨年度、所属長評価の記載が、先ほども言いましたが、余りにも簡略化しており、またその前の年と同じような文章で記載されている。先ほども言いましたけれども、今回は、このような指摘を受けないために、あえて所属長評価の項目をばっさりとなくしてしまった。私は去年の指摘に対する、悪く言えばあてつけじゃないかなと、こんなことを腹立だしく思いながら、今回の付託前質疑をしたわけでありまして。なくしてしまえば、指摘を受ける項目、材料がなくなるというような短絡的な判断と行為では、私はないと思います。このような議会を軽くあしらったような結果と見られるようなことには、あつてはならない。このように思うところであります。

少なくとも、南丹市の職員の皆さんは、日々熱心に業務に精励されております。だか

からこそ、そのセクションごとの責任者の方の現場のそうした思い、声、我々議会も、そして市民の方からもしっかり聞く権利、そういうことを聞く権利があると思うんですね。

それを今回市長の判断で、所属長評価を削除されました。議会へ提出する議案書の最高責任者は市長であります。厳しく言えば、市長はより一層、市民の方への説明責任を果たさなければならないところでもあります。どのような事業を、どのような内容で、いつ、幾らの経費をかけて行ったのか。これも重要なことでもあります。

しかしながら、市民の関心はこのような事業を実施したという報告だけを求めているわけではありません。

南丹市の市民の皆さんは、今どれだけ南丹市の財政が厳しいのか、よくご存じであると思います。また、市民の方はとても心配されておりますことは、我々が議会懇談会で回った中にもそういう発言をいただいております。

そのように心配されている状況を聞かせていただいておりますのに、今回のこの評価の削除というのは、どういうことなのでしょう。

市民の税金を使って、「この事業にこれだけ使いました。そしてそれに対する市民の満足度はどれくらい達成できたか」これは真摯に行政側として評価をしっかりと、市民に見える形で提出、表現されなければならないというふうに思っております。

ここで、質問を改めていたしますが、このような事業報告書の内容になったのは、どうしてでしょうか。そして、今回の大きな改正、その改正に対して何らかの議会に対するアクションもなかった。このことについて、まずお伺いしたいと思います。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まず第1点目に、平成26年度決算についての市長としての評価はどうだということでございます。

ご質問の中でもるるお述べいただきましたように、平成26年度、一つには大変厳しい財政状況、これは長年にわたる、まさに合併以来続いておる財政状況でございますし、また新たに加わる厳しい状況の中で行政運営をさせていただいてまいりました。

とりわけ平成26年度は、平成27年4月からの小学校再編に伴います準備期間として大変市民の皆さん方に、また議会の皆さん方に対しましても、それぞれご協議させていただき、これを4月の再編につなげていったときでもございました。

また、もう一方、平成25年、平成26年と引き続く台風災害といったことで、とりわけ平成25年度につきましては、60年ぶりというほど大規模でもございまして、その処理に当たってきた26年でもございました。

こういった中で、大変厳しい財政状況、また社会状況ではございますけれども、おかげさまで、まさに財政上、また決算状況で見ていただきますように乗り越えられたというのが私の実感でございます。

こういった中で、さまざまなご意見も承っておりますところでございますが、この決算を

もとに平成27年度、また来年度以降の予算編成、また事業執行にも生かしていきたいと、このように考えておるのが私としての評価でございます。

もう1点、決算書、そして主要な施策の成果説明書としての事業報告書につきましてのご意見を、またご質問を賜りました。

昨年度、ご指摘をいただきました内容もご紹介をいただいたわけですが、私ども、この決算委員会を初めとする議会のさまざまな場面で賜っておりますご意見、これにつきましては、当然真摯に受けとめておりますし、そのことによりまして、さまざまな改善を図ってきたことも事実でございます。

今回、ご指摘いただきました事業報告書の中身でございますけれども、昨年まで、行政評価を用いて作成しておりましたので、その中に所属長評価という項目が入っておりました。その結果、所管する事業をみずからが評価する所属長評価を、この事業報告書に記載いたしておったところでございますが、ただいまおっしゃっていただきましたような内容も含めて、決算書との整合性、必要性、そしてまたここがございます主な事業の結果と成果という部分とのことも含めまして、総合的に検討いたしましたところ、今回の平成26年度事業報告書には、この所属長評価を入れないこととしたところでございます。

しかしながら、この所属長評価といえますか、いわゆる自己評価というのは、大変重要であるというふうに認識しておりまして、新たな予算編成方法を今回も導入するわけですが、この前年度の事業につきましての所属長評価を入れて、予算編成に当たりたいというふうに思っております。

すなわち、この所属長評価につきましては、10月末をめぐるといたしまして、この評価結果につきまして公表させていただく予定にいたしておるところでございます。

また、このことにつきまして、それに含めまして、先ほど申しました主な事業の結果・成果の欄につきましては、所属長評価をなくしたことによることの改善といたしまして、より詳しく記載をできるだけしようということで、記載をいたしておるところでございます。この点につきましては、ご理解をいただきたいと思っておりますし、またまさに決算書及び事業報告書のこれからの改善でございますが、いろいろご意見をさまざま賜る中で、よりこの決算が理解していただきやすい、またわかりやすい事業報告書にするべく努力をいたしてまいり所存でございます。

決して、先ほど議会を軽んじておるといふようなご指摘がございましたが、私ども理事者、職員、決してそのような思いはございません。それぞれの場面におきまして、議会、本会議、委員会を含めまして、議員の皆さん方から賜っております意見を真摯に市役所全体として受けとめ、改善に努力をしてまいり所存でございますので、今後とものご指導や、またご鞭撻を賜りますことをこの場をおかりしてお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

井尻議員。

**○議員（18番 井尻 治君）** 今、市長から平成26年度の評価について説明がありました。大変財政が厳しい中、一定の山を乗り越えたというような評価であります。乗り越えたものの、これから大変厳しい平成28年度の予算編成が始まるものというふうに思います。

もう既に、平成28年度の予算要求事務が、もう始まっておるというふうに、一昨日の議員の質問にもありましたが、この市長の命令のもとで予算要求が始まっておるというふうに聞いております。

この話は、平成28年度の予算のことでありまして、今回の決算と直接関係ないかもわかりませんが、私は、やはり決算の認定、そして評価という意味からすると、この件にもかかわりがあるということで発言をいたします。

昨年11月ごろでしたか、このころより次の年度の予算編成事務について、いろんな議論がかわされたというふうな話を聞いておりまして、日ごろから多くの事業を抱えておられる職員の皆さんが、この編成事務についても、市民の豊かな生活を目指して精力的に取り組んでいただいております。その点、非常に評価するところであります。本当にご苦労さまでございますが、それが、ことしはやや早目に、もう8月に入れば、そういう予算要求の各外郭団体も含めてですが、予算要求の事務が始まってくるというふうに、厳しいタイトな日程であるというのではないかとこのように心配するところであります。予算編成になると、何に幾ら要するのか、積算も行わなければなりません。それよりも、次はどうして事業実施していこうか。この間に十分検討もしていかなければなりません。

予算というのは、南丹市の次の方向を定める重要なものであります。議会としましては、日ごろの市民ニーズを市政に反映していくべき、市当局に意見を申し上げなければならないし、少しでもそれが実現していく努力を怠ってはならないというふうに思っております。

それが市政と行政と議会が両輪になって、市民の豊かな生活の実現に向けて頑張っていかなければならないというふうに考えております。

その平成28年度の予算編成は、平成27年度、今既に執行されている予算執行を鑑みながらも、先ほど申し上げました平成26年度の決算も大きな判断材料、次の予算編成に大きな要因があるというふうに思います。決して、今の平成27年度の予算執行のぐあいだけを平成28年度の編成の状況にあわせるだけでなしに、今申し上げました平成26年度の決算をしっかりと、単なる添え物としてじゃなしに、この評価こそが重大なことであるというふうに、我々皆さんも共通認識として持っておらなければならないというふうに思います。

何度も申し上げますが、予算より決算が軽んじられることがあってはならない、このように思います。

ですから、決算内容をしっかりと精査し、その結果を次年度へ反映させていただきた

い、このように思います。それがなくして、どうして次の年度の予算編成ができるのかというふうになってくるのであります。部長はしっかりとその評価をしなくてはなりませんし、それにかかわった職員や課長さんも同じく、予算編成事務に携わってもらいたいというふうに思っております。

話は少し変わりますが、平成26年度の定期監査報告が、そして例月出納検査報告が監査委員より6月の定例会で出されましたね。その内容については、議員の皆さんの手元に届いておりますので、既に承知されていると思いますが、その内容については、定期監査の報告で予算がないのに契約や交付決定がされた。また例月出納検査では、公営企業の会計事務について、鋭く指摘をされております。

こういうふうに監査委員会においても、平成26年度の予算執行については、大変な重い指摘をされております。こういうことがあるにもかかわらず、我々に最初に提出された書類には、そういったことも踏まえた所属長評価が、反省も含めて課題も含めて、次年度への課題、そういうことも含めて一筆もないということは、大変腑に落ちない状況であります。

そのようなことから、我々も議会は、市長から提案があった決算等について、市民の代表として大局的見地から審査する必要があると思います。

再度申し上げますが、決算はその説明書類によって、予算執行の結果とその事業の効果を調査し、適否を検討する、そういう大変重要な意義と役割を持っているものであります。

先ほど、市長の答弁の中でありました今回の決算書について、所属長評価を削除した理由について、必要性、総合的に判断して記載はしない。これは、その答弁はいいんですが、我々議員は、議員の発言とそれに対する答弁に対する検証、これをいつのときも検証していかなあかん。総合的な判断で欠如することが、その前回のこの会場で答弁されたことなのか、僕はその辺が。非常に腑に落ちないことと思います。その辺は再度答弁をいただきたいと思います。

今後、南丹市の課題たくさんありますね。職員定数の削減、大変、事務量はふえておる。そこへもってきて地方創生、小学校の跡地利用、住民要望はたくさん出てます。福祉事業も高齢化が進んで大変や。で、一般質問にもありました、支所をどうするんや。その場限りで何とかクリアする答えじゃなしに、本当に今、平成28年度から始まる南丹市は、非常に厳しい。本当に厳しいですよ。これは市民も行政ももっともって将来に向けた布石を今打っておかないと、今から本当に市民の皆さんには厳しいことがあるかもわからん。でも、これは協働で、今一步踏み出さないと手おくれになってしまいます。そういう勇気ある改善も必要やというふうに思います。

そのためには、やっぱり厳しい所属長評価、行政評価、みずからそれを検証していく。このことが大事なのであります。

先ほども言いましたけど、何とか10月末に、こういうことについて評価を公表する

とありました。我々はもうすぐに、決算審査に入るわけですね。きょう、決算特別委員会を設置して付託されます。10月にどこで、どう公表され、我々に伝わるのか。もう既に始まっているのに、今からその評価をするというのは、僕はあってはならない行為やというふうに思います。

まして、まだきょう、こういう訂正の書類が出ておる。こんなことは二度、三度、同じことを繰り返したる。これは大きな行政の反省すべき点だろうというふうに思います。その辺しっかり肝に銘じて、わかりやすい今度の決算審査に間に合う、僕は評価を出すべきというふうに思います。

僕は、これまでの事業評価が全ていいとは思いませんね。その所属長評価も細かく各事業ごとに所属長評価をたくさん書いておられます。これは、そこまでせんでもいいのかもわからん。でも、大きな枠の中で各、福祉部、それから事業部、それから企画、大きな事業ごとに大枠の中でちゃんとした評価をすべきというふうに思います。必ず小さな表現が私はいいいとは限りませんが、そういう改善も含めて、今回の決算委員会に提出されるべきであったというふうに思います。最後にその辺の答弁をお願いいたします。

**○議長（橋本 尊文君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 先ほど、まずたび重なるおわびを申し上げたこと、ご指摘をいただきまして、大変私どもも、このような状況というのは申しわけなく存じております。これにつきましては、やはり私を初めとして理事者管理職、それぞれの立場によりましてチェックができてないということを、何度も何度もおわびをしておるといようなことで、大変、不甲斐なくも思っております。さらに気を引き締めて、このようなことのないような体制づくりも含めて努力をしていきたいと思っております。

また、今、ご指摘いただきました事業報告書につきましては、従来よりさまざまなご意見を賜ってまいったところでございます。私どもも、先ほどの答弁で申し上げましたように、さまざまなご意見、特に昨年の決算での9月議会でのご意見というものを初めとして、さまざまなご意見を踏まえながら、今回の決算書並びに事業報告書の作成につきまして検討を深めたところでございます。

所属長評価につきましてはの井尻議員のご指摘がございましたが、私自身も、この部分につきましては、特に前回の主な事業の結果・成果、これにつきましてはも多分に主観的といいますか、部分で行っておることございまして、所属長評価との差異というのが大変区別のつかないという部分もございまして。

そういった中で考えますと、この2つのものにつきましては、やはり主な事業の結果と成果ということに一本化といいますか。これを残すことによりまして、より充実したものにする。そしてもう一つは、それぞれの所属長評価というのは、来年度予算の編成に当たって、このことの評価をしっかりと検証していただく。またこのことを公表していくということの重要性、これのほうがいいということで、先ほど申しました整合性と必要性、この辺を検討したというふうなことございまして、それぞれご意見もある

うかと思いますが、ご理解を賜りたく存ずる次第でございます。

こういった中で、私どももこの決算書、事業報告書、先ほども申しましたようなさまざまなご意見を賜っておるところでございますが、これからもこの改善にも努力をしていかなければなりませんし、今回、これから平成26年度の決算の審査を受けるわけでございますけれども、またご指摘を賜る中で、より必要な資料、また具体的な説明、これにつきましてもご指摘を賜る中で行っていきたいというふうに考えておる次第でございます。

私は、基本的に決算というものに対しましては、予算執行の答えのペーパーであるというふうな認識をいたしております。すなわち、予算執行というものを一年間やってきた。その答えが、答案がこの決算書だというふうに思っております。この答案書を議員の皆さん、そして例月検査を含めましての監査委員さんに採点していただくというのが監査であり、また決算審査であるというふうに思います。その採点というものを十分に真摯に受けとめ、そして次年度以降の予算執行に反映していく。これが決算審査の姿であるというふうに認識しております。

そういった意味で、この9月議会、大変、ご多忙の中、審査を受けるわけでございますので、私どもも謙虚に皆様方のご意見を受けとめ、これからの行政に生かしていきたいと思っておりますので、今後とものご指導、また、ご鞭撻を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（橋本 尊文君）** 答弁が終わりました。

井尻議員。

**○議員（18番 井尻 治君）** 今、市長が答弁をしていただきました。

決算は予算執行の答えであるというふうにおっしゃられました。まさにそのとおりでありますし、これから審査する上で、必要な書類については、これはもう前の約束でありますので、何らかの形で資料を提出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

**○議長（橋本 尊文君）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本 尊文君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号から議案第122号までの平成26年度各会計決算等につきましては、議長及び監査委員を除く全議員を委員とする決算特別委員会を設置し、議案付託表（その2）のとおり付託したいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



**○議長（橋本 尊文君）** 異議なしと認めて、さよう決します。

なお、議員申し合わせにより、決算特別委員会の委員長には副議長の小中昭議員、副委員長には総務常任委員会委員長の森為次議員にお世話になります。ご苦勞ですが、よろしく願いいたします。

-----  
**日程第 4 議案第 1 2 3 号から議案第 1 2 7 号まで**

**○議長（橋本 尊文君）** 次に、日程第 4 「議案第 1 2 3 号から議案第 1 2 7 号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ただいま上程いただきました議決を求める件につきましてご説明申し上げます。

議案第 1 2 3 号、平成 2 7 年度消防ポンプ自動車の購入につきましては、耐用年数を経過した消防ポンプ自動車 1 台を更新しようとするものであります。

当該購入につきましては、去る 8 月 1 8 日指名競争入札に付し、2, 1 0 2 万 7, 6 0 0 円で大阪府大阪市西淀川区大和田五丁目 2 1 番 2 0 号 1 0 2、株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所所長中頭徹男氏が落札されました。

この消防ポンプ自動車の購入に当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 1 2 4 号、平成 2 7 年度消防小型動力ポンプ積載車（軽自動車デッキバンタイプ）の購入につきましては、耐用年数を経過した消防小型動力ポンプ積載車 8 台を更新しようとするものであります。

当該購入につきましては、去る 8 月 1 8 日指名競争入札に付し、2, 6 7 0 万 6, 2 4 0 円で京都府綾部市本町七丁目 6 7 番地 2、大槻ポンプ工業株式会社代表取締役大槻浩平氏が落札されました。

この消防小型動力ポンプ積載車の購入に当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 1 2 5 号、平成 2 7 年度スクールバス購入事業（その 1）につきましては、美山地区の小学校再編に当たり、新たな通学区域となる児童の通学手段確保のため 6 路線のうち、2 路線の通学手段として中型バス 2 台を購入するものでありまして、去る 8 月 1 8 日指名競争入札に付し、3, 7 4 6 万 5, 2 0 0 円で京都府南丹市八木町木原河原 1 8 番地、丸安自工株式会社代表取締役松本圭史氏が落札いたしました。

このスクールバスの購入に当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議

会の議決を求めるものであります。

次に、議案第126号、平成27年度27年災第2701号、市道横田小山東町線道路災害復旧工事請負契約につきましては、平成25年9月の台風18号による豪雨に起因する地すべりにより被災し、国の災害査定の決定を受けた市道横田小山東町線を早急に復旧する必要があることから、災害復旧工事を実施するものでありまして、去る7月31日一般競争入札に付し、1億4,580万円で山陰・前建特定建設工事共同企業体代表者株式会社山陰土建代表取締役前田正和氏が落札いたしました。

この契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第127号、平成27年度南丹市立美山学校給食共同調理場改築工事（建築工事）請負契約につきましては、昭和58年建築の美山学校給食共同調理場の老朽化に伴う改築工事を実施するものでありまして、去る8月7日一般競争入札に付し、1億4,385万6,000円で京都府南丹市園部町美園町4号13番地4、株式会社共立工務店代表取締役山内基義氏が落札いたしました。

この契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第123号から議案第127号につきまして提案理由のご説明をさせていただきました。何とぞご審議をいただき、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（橋本 尊文君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本 尊文君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第127号までについては、お手元配付の議案付託表（その3）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第5 請願審査について

**○議長（橋本 尊文君）** 次に、日程第5「請願審査について」を議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。

本請願は、お手元配付の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思っております。

が、ご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(橋本 尊文君)** 異議なしと認め、さよう決めます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月18日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

**午後 2時33分散会**

---